

官報

平成二十年十一月十四日

○第七十回 衆議院會議録 第十号

平成二十年十一月十四日(金曜日)

午後一時 本会議

○本日の會議に付した案件

児童福祉法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件

午後一時三分開議

○議長(河野洋平君) これより會議を開きます。

○谷公一君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

内閣提出、児童福祉法等の一部を改正する法律案を議題とし、委員長報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(河野洋平君) 谷公一君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

児童福祉法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 児童福祉法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。厚生労働委員長田村憲久君。

児童福祉法等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔田村憲久君登壇〕

○田村憲久君 ただいま議題となりました児童福祉法等の一部を改正する法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、次代の社会を担うすべての子供が健康に生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、地域における子育て支援の充実を図るため、乳児家庭全戸訪問事業及び家庭的保育事業等を法律上位置づけること、

第二に、要保護児童等に対する支援の強化を図るため、養子縁組を前提としない養育里親の制度化及び小規模住居型児童養育事業の創設を行うとともに、児童養護施設の入所児童等に対する虐待を防止するための規定を設けること、

第三に、次世代育成支援の強化を図るため、事業主行動計画の策定の義務づけの範囲を拡大すること

等であります。

本案は、去る十一月十一日本委員会に付託され、翌十二日外添厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取し、本日採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○谷公一君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(河野洋平君) 谷公一君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

○議長(河野洋平君) 外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件を議題といたします。

委員長の報告を求めます。経済産業委員長東原治君。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔東順治君登壇〕

○東順治君 たいいま議題となりました承認を求めるの件につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

平成十八年十月九日の北朝鮮による核実験を実施した旨の発表を契機として、外国為替及び外国貿易法第十条第一項に基づき、同年十月十四日以降、北朝鮮からのすべての貨物の輸入を禁止する等の措置が継続して実施されております。

政府は、その後の我が国を取り巻く国際情勢にかんがみ、本年十月十日の閣議において、この措置を継続することと決定いたしました。

本件は、半年を期限として、十月十四日以降も継続して当該措置を講じたことについて、同法第十条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるものであります。

本件につきましては、去る十一月十二日本委員会に付託され、本日二階経済産業大臣から提案理由の説明を聴取し、質疑を行った後、討論、採決の結果、賛成多数をもって承認すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本件を委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり承認することに決まりました。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件 議長の報告

○谷公一君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(河野洋平君) 谷公一君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件

○議長(河野洋平君) 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件を議題といたします。

委員長の報告を求めます。国土交通委員長望月義夫君。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

○望月義夫君 たいいま議題となりました承認を求めるの件につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件は、平成十八年十月十四日より本年十月十日まで北朝鮮船舶のすべての船舶の入港を禁止することとする閣議決定について、その後の我が国を取り巻く国際情勢にかんがみ、平成二十年十月十日、入港禁止の期間を平成二十一年四月十三日まで延長する変更をしたため、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、国会の承認を求めるものであります。

本件は、十一月十二日本委員会に付託され、同日金子国土交通大臣から提案理由の説明を聴取し、本日質疑を行い、採決いたしました結果、本件は賛成多数をもって承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本件を委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり承認することに決まりました。

○議長(河野洋平君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時十二分散会

出席國務大臣

厚生労働大臣 舩添 要一君
経済産業大臣 二階 俊博君
国土交通大臣 金子 一義君

○議長の報告

〔通知書受領〕

一、去る十二日、麻生内閣総理大臣から河野議長あて、次の通知書を受領した。

閣総第六二九号

平成二十年十一月十二日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

私は、平成二十年十一月十三日(木)午後八時羽田空港発、十一月十六日(日)午後十一時五十分同空港着の予定で、アメリカ合衆国訪問のため出張しますので、御通知いたします。

〔理事補欠選任〕

一、去る七日、常任委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

内閣委員会

理事 西村 明宏君(理事高市早苗君去る八月五日委員辞任につきその補欠)

理事 加藤 勝信君(理事櫻田義孝君去る九月十九日委員辞任につきその補欠)

理事 渡海紀三朗君(理事江崎洋一郎君去る九月十九日委員辞任につきその補欠)

理事 平井たぐや君(理事村田吉隆君去る七日理事辞任につきその補欠)

外務委員会

理事 松浪健四郎君(理事三ツ矢憲生君去る八月五日委員辞任につきその補欠)

理事 上田 勇君(理事谷口和史君去る八月六日委員辞任につきその補欠)

理事 松島みどり君(理事高木毅君去る九月十九日委員辞任につきその補欠)

理事 小野寺五典君（理事河野太郎君去る九月二十九日委員長就任につきその補欠）

厚生労働委員会

理事 上川 陽子君（理事宮澤洋一君去る八月五日委員長就任につきその補欠）

理事 三ッ林隆志君（理事吉野正芳君去る八月五日委員長就任につきその補欠）

理事 鴨下 一郎君（理事大村秀章君去る九月二十九日委員長就任につきその補欠）

理事 西川 京子君（理事田村憲久君去る九月二十九日委員長就任につきその補欠）

理事 榎屋 敬悟君（理事福島豊君去る七日理事就任につきその補欠）

一、去る十一月、常任委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

法務委員会

理事 棚橋 泰文君（理事倉田雅年君去る八月五日委員長就任につきその補欠）

理事 桜井 郁三君（理事柴山昌彦君去る八月六日委員長就任につきその補欠）

理事 谷畑 孝君（理事早川忠孝君去る八月六日委員長就任につきその補欠）

理事 大前 繁雄君（理事水野賢一君去る九月十九日委員長就任につきその補欠）

理事 塩崎 恭久君（理事実川幸夫君去る九月十九日委員長就任につきその補欠）

農林水産委員会

理事 木村 太郎君（理事近藤基彦君去る八月五日委員長就任につきその補欠）

理事 今村 雅弘君（理事江藤拓君去る八月六日委員長就任につきその補欠）

理事 宮下 一郎君（理事佐藤謙君去る九月十九日委員長就任につきその補欠）

理事 宮腰 光寛君（理事岩永峯一君去る十月一日理事就任につきその補欠）

国土交通委員会

理事 奥野 信亮君（理事西村康稔君去る八月六日委員長就任につきその補欠）

理事 菅原 一秀君（理事葉梨康弘君去る九月十九日委員長就任につきその補欠）

理事 中山 泰秀君（理事河本三郎君去る九月十九日委員長就任につきその補欠）

理事 福井 昭君（理事望月義夫君去る九月二十九日委員長就任につきその補欠）

一、去る十二月、常任委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

経済産業委員会

理事 櫻田 義孝君（理事古川貴盛君去る八月五日委員長就任につきその補欠）

理事 中野 正志君（理事谷本龍哉君去る八月五日委員長就任につきその補欠）

理事 岸田 文雄君（理事鈴木俊一君去る九月十九日委員長就任につきその補欠）

国家基本政策委員会

理事 伊藤 達也君（理事船田元君去る七日委員就任につきその補欠）

理事 平野 博文君（理事鳩山由紀夫君去る十二月理事就任につきその補欠）

（常任委員就任及び補欠選任）

一、去る六月、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

議院運営委員

辞任

龜岡 偉民君

岡部 英明君

岡部 英明君

岡部 英明君

岡部 英明君

岡部 英明君

岡部 英明君

岡部 英明君

岡部 英明君

岡部 英明君

岡部 英明君

岡部 英明君

岡部 英明君

岡部 英明君

岡部 英明君

岡部 英明君

岡部 英明君

岡部 英明君

岡部 英明君

岡部 英明君

岡部 英明君

岡部 英明君

岡部 英明君

岡部 英明君

岡部 英明君

岡部 英明君

岡部 英明君

岡部 英明君

岡部 英明君

岡部 英明君

岡部 英明君

岡部 英明君

岡部 英明君

補欠

岡部 英明君

岡部 英明君

岡部 英明君

岡部 英明君

岡部 英明君

岡部 英明君

岡部 英明君

岡部 英明君

岡部 英明君

岡部 英明君

岡部 英明君

岡部 英明君

岡部 英明君

岡部 英明君

岡部 英明君

岡部 英明君

岡部 英明君

岡部 英明君

岡部 英明君

岡部 英明君

岡部 英明君

岡部 英明君

岡部 英明君

岡部 英明君

岡部 英明君

岡部 英明君

岡部 英明君

岡部 英明君

岡部 英明君

岡部 英明君

岡部 英明君

岡部 英明君

岡部 英明君

岡部 英明君

長島 忠美君

田島 一成君

松原 仁君

森本 哲生君

環境委員

辞任

伊藤 達也君

国家基本政策委員

辞任

船田 元君

一、去る十一月、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

稲田 朋美君

関 芳弘君

亀井 久興君

猪口 邦子君

高島 修一君

糸川 正晃君

法務委員

辞任

稲田 朋美君

河井 克行君

清水鴻一郎君

町村 信孝君

武藤 容治君

河村たかし君

木原 稔君

高島 修一君

土井 亨君

橋本 岳君

平口 洋君

石川 知裕君

萩原 誠司君

三井 辨雄君

岡本 充功君

榎本 道義君

補欠

船田 元君

伊藤 達也君

補欠

高島 修一君

猪口 邦子君

糸川 正晃君

関 芳弘君

稲田 朋美君

亀井 久興君

補欠

高島 修一君

橋本 岳君

平口 洋君

土井 亨君

木原 稔君

石川 知裕君

武藤 容治君

河村たかし君

萩原 誠司君

三井 辨雄君

岡本 充功君

榎本 道義君

補欠

船田 元君

伊藤 達也君

高島 修一君

猪口 邦子君

糸川 正晃君

関 芳弘君

稲田 朋美君

農林水産委員									
辞任					補欠				
赤澤 亮正君	伊藤 忠彦君	小野 次郎君	河井 克行君	谷川 弥一君	徳田 毅君	中川 泰宏君	永岡 桂子君	丹羽 秀樹君	高井 美穂君
長崎幸太郎君	矢野 隆司君	安井潤一郎君	若宮 健嗣君	北村 茂男君	木原 誠二君	江渡 聡徳君	赤池 誠章君	西本 勝子君	岡本 充功君
赤澤 亮正君	伊藤 忠彦君	小野 次郎君	河井 克行君	谷川 弥一君	徳田 毅君	中川 泰宏君	永岡 桂子君	丹羽 秀樹君	高井 美穂君
赤澤 亮正君	伊藤 忠彦君	小野 次郎君	河井 克行君	谷川 弥一君	徳田 毅君	中川 泰宏君	永岡 桂子君	丹羽 秀樹君	高井 美穂君
赤澤 亮正君	伊藤 忠彦君	小野 次郎君	河井 克行君	谷川 弥一君	徳田 毅君	中川 泰宏君	永岡 桂子君	丹羽 秀樹君	高井 美穂君
赤澤 亮正君	伊藤 忠彦君	小野 次郎君	河井 克行君	谷川 弥一君	徳田 毅君	中川 泰宏君	永岡 桂子君	丹羽 秀樹君	高井 美穂君
赤澤 亮正君	伊藤 忠彦君	小野 次郎君	河井 克行君	谷川 弥一君	徳田 毅君	中川 泰宏君	永岡 桂子君	丹羽 秀樹君	高井 美穂君
赤澤 亮正君	伊藤 忠彦君	小野 次郎君	河井 克行君	谷川 弥一君	徳田 毅君	中川 泰宏君	永岡 桂子君	丹羽 秀樹君	高井 美穂君
赤澤 亮正君	伊藤 忠彦君	小野 次郎君	河井 克行君	谷川 弥一君	徳田 毅君	中川 泰宏君	永岡 桂子君	丹羽 秀樹君	高井 美穂君
赤澤 亮正君	伊藤 忠彦君	小野 次郎君	河井 克行君	谷川 弥一君	徳田 毅君	中川 泰宏君	永岡 桂子君	丹羽 秀樹君	高井 美穂君
赤澤 亮正君	伊藤 忠彦君	小野 次郎君	河井 克行君	谷川 弥一君	徳田 毅君	中川 泰宏君	永岡 桂子君	丹羽 秀樹君	高井 美穂君
赤澤 亮正君	伊藤 忠彦君	小野 次郎君	河井 克行君	谷川 弥一君	徳田 毅君	中川 泰宏君	永岡 桂子君	丹羽 秀樹君	高井 美穂君
赤澤 亮正君	伊藤 忠彦君	小野 次郎君	河井 克行君	谷川 弥一君	徳田 毅君	中川 泰宏君	永岡 桂子君	丹羽 秀樹君	高井 美穂君
赤澤 亮正君	伊藤 忠彦君	小野 次郎君	河井 克行君	谷川 弥一君	徳田 毅君	中川 泰宏君	永岡 桂子君	丹羽 秀樹君	高井 美穂君
赤澤 亮正君	伊藤 忠彦君	小野 次郎君	河井 克行君	谷川 弥一君	徳田 毅君	中川 泰宏君	永岡 桂子君	丹羽 秀樹君	高井 美穂君
赤澤 亮正君	伊藤 忠彦君	小野 次郎君	河井 克行君	谷川 弥一君	徳田 毅君	中川 泰宏君	永岡 桂子君	丹羽 秀樹君	高井 美穂君
赤澤 亮正君	伊藤 忠彦君	小野 次郎君	河井 克行君	谷川 弥一君	徳田 毅君	中川 泰宏君	永岡 桂子君	丹羽 秀樹君	高井 美穂君
赤澤 亮正君	伊藤 忠彦君	小野 次郎君	河井 克行君	谷川 弥一君	徳田 毅君	中川 泰宏君	永岡 桂子君	丹羽 秀樹君	高井 美穂君
赤澤 亮正君	伊藤 忠彦君	小野 次郎君	河井 克行君	谷川 弥一君	徳田 毅君	中川 泰宏君	永岡 桂子君	丹羽 秀樹君	高井 美穂君
赤澤 亮正君	伊藤 忠彦君	小野 次郎君	河井 克行君	谷川 弥一君	徳田 毅君	中川 泰宏君	永岡 桂子君	丹羽 秀樹君	高井 美穂君
赤澤 亮正君	伊藤 忠彦君	小野 次郎君	河井 克行君	谷川 弥一君	徳田 毅君	中川 泰宏君	永岡 桂子君	丹羽 秀樹君	高井 美穂君
赤澤 亮正君	伊藤 忠彦君	小野 次郎君	河井 克行君	谷川 弥一君	徳田 毅君	中川 泰宏君	永岡 桂子君	丹羽 秀樹君	高井 美穂君
赤澤 亮正君	伊藤 忠彦君	小野 次郎君	河井 克行君	谷川 弥一君	徳田 毅君	中川 泰宏君	永岡 桂子君	丹羽 秀樹君	高井 美穂君
赤澤 亮正君	伊藤 忠彦君	小野 次郎君	河井 克行君	谷川 弥一君	徳田 毅君	中川 泰宏君	永岡 桂子君	丹羽 秀樹君	高井 美穂君
赤澤 亮正君	伊藤 忠彦君	小野 次郎君	河井 克行君	谷川 弥一君	徳田 毅君	中川 泰宏君	永岡 桂子君	丹羽 秀樹君	高井 美穂君
赤澤 亮正君	伊藤 忠彦君	小野 次郎君	河井 克行君	谷川 弥一君	徳田 毅君	中川 泰宏君	永岡 桂子君	丹羽 秀樹君	高井 美穂君
赤澤 亮正君	伊藤 忠彦君	小野 次郎君	河井 克行君	谷川 弥一君	徳田 毅君	中川 泰宏君	永岡 桂子君	丹羽 秀樹君	高井 美穂君
赤澤 亮正君	伊藤 忠彦君	小野 次郎君	河井 克行君	谷川 弥一君	徳田 毅君	中川 泰宏君	永岡 桂子君	丹羽 秀樹君	高井 美穂君
赤澤 亮正君	伊藤 忠彦君	小野 次郎君	河井 克行君	谷川 弥一君	徳田 毅君	中川 泰宏君	永岡 桂子君	丹羽 秀樹君	高井 美穂君
赤澤 亮正君	伊藤 忠彦君	小野 次郎君	河井 克行君	谷川 弥一君	徳田 毅君	中川 泰宏君	永岡 桂子君	丹羽 秀樹君	高井 美穂君
赤澤 亮正君	伊藤 忠彦君	小野 次郎君	河井 克行君	谷川 弥一君	徳田 毅君	中川 泰宏君	永岡 桂子君	丹羽 秀樹君	高井 美穂君
赤澤 亮正君	伊藤 忠彦君	小野 次郎君	河井 克行君	谷川 弥一君	徳田 毅君	中川 泰宏君	永岡 桂子君	丹羽 秀樹君	高井 美穂君
赤澤 亮正君	伊藤 忠彦君	小野 次郎君	河井 克行君	谷川 弥一君	徳田 毅君	中川 泰宏君	永岡 桂子君	丹羽 秀樹君	高井 美穂君
赤澤 亮正君	伊藤 忠彦君	小野 次郎君	河井 克行君	谷川 弥一君	徳田 毅君	中川 泰宏君	永岡 桂子君	丹羽 秀樹君	高井 美穂君
赤澤 亮正君	伊藤 忠彦君	小野 次郎君	河井 克行君	谷川 弥一君	徳田 毅君	中川 泰宏君	永岡 桂子君	丹羽 秀樹君	高井 美穂君
赤澤 亮正君	伊藤 忠彦君	小野 次郎君	河井 克行君	谷川 弥一君	徳田 毅君	中川 泰宏君	永岡 桂子君	丹羽 秀樹君	高井 美穂君
赤澤 亮正君	伊藤 忠彦君	小野 次郎君	河井 克行君	谷川 弥一君	徳田 毅君	中川 泰宏君	永岡 桂子君	丹羽 秀樹君	高井 美穂君
赤澤 亮正君	伊藤 忠彦君	小野 次郎君	河井 克行君	谷川 弥一君	徳田 毅君	中川 泰宏君	永岡 桂子君	丹羽 秀樹君	高井 美穂君
赤澤 亮正君	伊藤 忠彦君	小野 次郎君	河井 克行君	谷川 弥一君	徳田 毅君	中川 泰宏君	永岡 桂子君	丹羽 秀樹君	高井 美穂君
赤澤 亮正君	伊藤 忠彦君	小野 次郎君	河井 克行君	谷川 弥一君	徳田 毅君	中川 泰宏君	永岡 桂子君	丹羽 秀樹君	高井 美穂君
赤澤 亮正君	伊藤 忠彦君	小野 次郎君	河井 克行君	谷川 弥一君	徳田 毅君	中川 泰宏君	永岡 桂子君	丹羽 秀樹君	高井 美穂君
赤澤 亮正君	伊藤 忠彦君	小野 次郎君	河井 克行君	谷川 弥一君	徳田 毅君	中川 泰宏君	永岡 桂子君	丹羽 秀樹君	高井 美穂君
赤澤 亮正君	伊藤 忠彦君	小野 次郎君	河井 克行君	谷川 弥一君	徳田 毅君	中川 泰宏君	永岡 桂子君	丹羽 秀樹君	高井 美穂君
赤澤 亮正君	伊藤 忠彦君	小野 次郎君	河井 克行君	谷川 弥一君	徳田 毅君	中川 泰宏君	永岡 桂子君	丹羽 秀樹君	高井 美穂君
赤澤 亮正君	伊藤 忠彦君	小野 次郎君	河井 克行君	谷川 弥一君	徳田 毅君	中川 泰宏君	永岡 桂子君	丹羽 秀樹君	高井 美穂君
赤澤 亮正君	伊藤 忠彦君	小野 次郎君	河井 克行君	谷川 弥一君	徳田 毅君	中川 泰宏君	永岡 桂子君	丹羽 秀樹君	高井 美穂君
赤澤 亮正君	伊藤 忠彦君	小野 次郎君	河井 克行君	谷川 弥一君	徳田 毅君	中川 泰宏君	永岡 桂子君	丹羽 秀樹君	高井 美穂君
赤澤 亮正君	伊藤 忠彦君	小野 次郎君	河井 克行君	谷川 弥一君	徳田 毅君	中川 泰宏君	永岡 桂子君	丹羽 秀樹君	高井 美穂君
赤澤 亮正君	伊藤 忠彦君	小野 次郎君	河井 克行君	谷川 弥一君	徳田 毅君	中川 泰宏君	永岡 桂子君	丹羽 秀樹君	高井 美穂君
赤澤 亮正君	伊藤 忠彦君	小野 次郎君	河井 克行君	谷川 弥一君	徳田 毅君	中川 泰宏君	永岡 桂子君	丹羽 秀樹君	高井 美穂君
赤澤 亮正君	伊藤 忠彦君	小野 次郎君	河井 克行君	谷川 弥一君	徳田 毅君	中川 泰宏君	永岡 桂子君	丹羽 秀樹君	高井 美穂君
赤澤 亮正君	伊藤 忠彦君	小野 次郎君	河井 克行君	谷川 弥一君	徳田 毅君	中川 泰宏君	永岡 桂子君	丹羽 秀樹君	高井 美穂君
赤澤 亮正君	伊藤 忠彦君	小野 次郎君	河井 克行君	谷川 弥一君	徳田 毅君	中川 泰宏君	永岡 桂子君	丹羽 秀樹君	高井 美穂君
赤澤 亮正君	伊藤 忠彦君	小野 次郎君	河井 克行君	谷川 弥一君	徳田 毅君	中川 泰宏君	永岡 桂子君	丹羽 秀樹君	高井 美穂君
赤澤 亮正君	伊藤 忠彦君	小野 次郎君	河井 克行君	谷川 弥一君	徳田 毅君	中川 泰宏君	永岡 桂子君	丹羽 秀樹君	高井 美穂君
赤澤 亮正君	伊藤 忠彦君	小野 次郎君	河井 克行君	谷川 弥一君	徳田 毅君	中川 泰宏君	永岡 桂子君	丹羽 秀樹君	高井 美穂君
赤澤 亮正君	伊藤 忠彦君	小野 次郎君	河井 克行君	谷川 弥一君	徳田 毅君	中川 泰宏君	永岡 桂子君	丹羽 秀樹君	高井 美穂君
赤澤 亮正君	伊藤 忠彦君	小野 次郎君	河井 克行君	谷川 弥一君	徳田 毅君	中川 泰宏君	永岡 桂子君	丹羽 秀樹君	高井 美穂君
赤澤 亮正君	伊藤 忠彦君	小野 次郎君	河井 克行君	谷川 弥一君	徳田 毅君	中川 泰宏君	永岡 桂子君	丹羽 秀樹君	高井 美穂君
赤澤 亮正君	伊藤 忠彦君	小野 次郎君	河井 克行君	谷川 弥一君	徳田 毅君	中川 泰宏君	永岡 桂子君	丹羽 秀樹君	高井 美穂君
赤澤 亮正君	伊藤 忠彦君	小野 次郎君	河井 克行君	谷川 弥一君	徳田 毅君	中川 泰宏君	永岡 桂子君	丹羽 秀樹君	高井 美穂君
赤澤 亮正君	伊藤 忠彦君	小野 次郎君	河井 克行君	谷川 弥一君	徳田 毅君	中川 泰宏君	永岡 桂子君	丹羽 秀樹君	高井 美穂君
赤澤 亮正君	伊藤 忠彦君	小野 次郎君	河井 克行君	谷川 弥一君	徳田 毅君	中川 泰宏君	永岡 桂子君	丹羽 秀樹君	高井 美穂君
赤澤 亮正君	伊藤 忠彦君	小野 次郎君	河井 克行君	谷川 弥一君	徳田 毅君	中川 泰宏君	永岡 桂子君	丹羽 秀樹君	高井 美穂君
赤澤 亮正君	伊藤 忠彦君	小野 次郎君	河井 克行君	谷川 弥一君	徳田 毅君	中川 泰宏君	永岡 桂子君	丹羽 秀樹君	高井 美穂君
赤澤 亮正君	伊藤 忠彦君	小野 次郎君	河井 克行君	谷川 弥一君	徳田 毅君	中川 泰宏君	永岡 桂子君	丹羽 秀樹君	高井 美穂君
赤澤 亮正君	伊藤 忠彦君	小野 次郎君	河井 克行君	谷川 弥一君	徳田 毅君	中川 泰宏君	永岡 桂子君	丹羽 秀樹君	高井 美穂君
赤澤 亮正君	伊藤 忠彦君	小野 次郎君	河井 克行君	谷川 弥一君	徳田 毅君	中川 泰宏君	永岡 桂子君	丹羽 秀樹君	高井 美穂君
赤澤 亮正君	伊藤 忠彦君	小野 次郎君	河井 克行君	谷川 弥一君	徳田 毅君	中川 泰宏君	永岡 桂子君	丹羽 秀樹君	高井 美穂君
赤澤 亮正君	伊藤 忠彦君	小野 次郎君	河井 克行君	谷川 弥一君	徳田 毅君	中川 泰宏君	永岡 桂子君	丹羽 秀樹君	高井 美穂君
赤澤 亮正君	伊藤 忠彦君	小野 次郎君	河井 克行君	谷川 弥一君	徳田 毅君	中川 泰宏君	永岡 桂子君	丹羽 秀樹君	高井 美穂君
赤澤 亮正君	伊藤 忠彦君	小野 次郎君	河井 克行君	谷川 弥一君	徳田 毅君	中川 泰宏君	永岡 桂子君	丹羽 秀樹君	高井 美穂君
赤澤 亮正君	伊藤 忠彦君	小野 次郎君	河井 克行君	谷川 弥一君	徳田 毅君	中川 泰宏君	永岡 桂子君	丹羽 秀樹君	高井 美穂君
赤澤 亮正君	伊藤 忠彦君	小野 次郎君	河井 克行君	谷川 弥一君	徳田 毅君	中川 泰宏君	永岡 桂子君	丹羽 秀樹君	高井 美穂君
赤澤 亮正君	伊藤 忠彦君	小野 次郎君	河井 克行君	谷川 弥一君	徳田 毅君	中川 泰宏君	永岡 桂子君	丹羽 秀樹君	高井 美穂君
赤澤 亮正君	伊藤 忠彦君	小野 次郎君	河井 克行君	谷川 弥一君	徳田 毅君	中川 泰宏君	永岡 桂子君	丹羽 秀樹君	高井 美穂君
赤澤 亮正君	伊藤 忠彦君	小野 次郎君	河井 克行君	谷川 弥一君	徳田 毅君	中川 泰宏君	永岡 桂子君	丹羽 秀樹君	高井 美穂君
赤澤 亮正君	伊藤 忠彦君								

一、昨十三日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
国籍法の一部を改正する法律案(内閣提出第九号)
法務委員会 付託

(議案送付)

一、去る六日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案
保険業法の一部を改正する法律案

(調査要求承認)

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る七日いづれもこれを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、内閣の重要政策に関する事項

二、栄典及び公式制度に関する事項

三、男女共同参画社会の形成の促進に関する事項

四、国民生活の安定及び向上に関する事項

五、警察に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、その適正を期する等のため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成二十年十一月七日

内閣委員長 渡辺 具能

衆議院議長 河野 洋平殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

国際情勢に関する事項

二、調査の目的

国際情勢その他の外交関係事項を研究調査し、わが国外交政策の樹立に資するため

三、調査の方法

関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成二十年十一月七日

外務委員長 河野 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、厚生労働関係の基本施策に関する事項

二、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する事項

三、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成二十年十一月七日

厚生労働委員長 田村 憲久

衆議院議長 河野 洋平殿

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る十一日いづれもこれを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、裁判所の司法行政に関する事項

二、法務行政及び檢察行政に関する事項

三、国内治安に関する事項

四、人権擁護に関する事項

二、調査の目的

裁判所の司法行政、法務行政及び檢察行政等の適正を期するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成二十年十一月十一日

法務委員長 山本 幸三

衆議院議長 河野 洋平殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、農林水産関係の基本施策に関する事項

二、食料の安定供給に関する事項

三、農林水産業の発展に関する事項

四、農林漁業者の福祉に関する事項

五、農山漁村の振興に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、その対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成二十年十一月十一日

農林水産委員長 遠藤 利明

衆議院議長 河野 洋平殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、国土交通行政の基本施策に関する事項

二、国土計画、土地及び水資源に関する事項

三、都市計画、建築及び地域整備に関する事項

四、河川、道路、港湾及び住宅に関する事項

五、陸運、海運、航空及び観光に関する事項

六、北海道開発に関する事項

七、気象及び海上保安に関する事項

二、調査の目的

国土交通行政の実情を調査し、その運営を適正ならしめるため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成二十年十一月十一日

国土交通委員長 望月 義夫

衆議院議長 河野 洋平殿

一、経済産業委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る十二日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、経済産業の基本施策に関する事項

二、資源エネルギー及び原子力安全・保安に関する事項

三、特許に関する事項

四、中小企業に関する事項

五、私的独占の禁止及び公正取引に関する事項

項

六、鉱業と一般公益との調整等に関する事項

二、調査の目的

経済産業の実情を調査し、その発展に関する対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成二十年十一月十二日

経済産業委員長 東 順治

衆議院議長 河野 洋平殿

(質問書提出)

一、去る六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

国連広報センターにおける不正経理問題等に関する再質問主意書(保坂展人君提出)

刑事施設における医療に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

外務省による秘密指定文書の流出に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

政府見解と異なる歴史認識を発表した航空自衛隊幕僚長への防衛省における審理に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

「記録訂正により年金受給権を得ることとなる方に対する年金見込額の試算」等に関する第三回質問主意書(山井和則君提出)

再裁定請求及び年金時効特例法に基づく年金の支払状況等に関する質問主意書(山井和則君提出)

産婦人科医の勤務実態に関する質問主意書(山井和則君提出)

改ざんされた疑いのある年金受給者二万人訪問調査に関する質問主意書(山井和則君提出)

年金記録確認第三者委員会に関する質問主意書(山井和則君提出)

標準報酬額及訂正事案等に関する調査委員会に関する質問主意書(山井和則君提出)

介護従事者の処遇改善のための緊急特別対策等に関する質問主意書(山井和則君提出)

後期高齢者医療制度のあり方検討会に関する質問主意書(山井和則君提出)

自衛隊の教育訓練中の死亡事故に関する質問主意書(辻元清美君提出)

麻生首相の歴史認識に関する質問主意書(辻元清美君提出)

前航空幕僚長の「懸賞論文」についての麻生首相の認識に関する質問主意書(辻元清美君提出)

前航空幕僚長の論文「航空自衛隊を元気にする一〇の提言」についての麻生首相の認識に関する質問主意書(辻元清美君提出)

前航空幕僚長の論文「航空自衛隊を元気にする一〇の提言」(パートⅢ)についての麻生首相の認識に関する質問主意書(辻元清美君提出)

前航空幕僚長の論文「日本人としての誇りを持つ」とうについての麻生首相の認識に関する質問主意書(辻元清美君提出)

前航空幕僚長の論文「防衛装備品の調達に関する質問主意書(辻元清美君提出)」

「リアリティツアーズ」六二億ってどんなだよ。麻生首相のお宅拝見」ツア参加者の逮捕勾留に関する質問主意書(阿部知子君提出)

一、去る七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

三年後の景気回復の可能性に関する質問主意書(滝実君提出)

子どものアレルギー対策に関する質問主意書(高橋千鶴子君提出)

北海道開発局等の地方出先機関の廃止を巡る議論に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

汚染米不正転売問題に係る農林水産省の責任並びに同省による被害救済策等に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

竹島及び北方領土に係る我が国が抱える領土問題に対する政府の対応の相違及び認識、国民に対する説明責任等に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

一、去る十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

国債発行残高およびプライマリーバランスに関する質問主意書(岩國哲人君提出)

日印安全保障協力共同宣言と非核三原則に関する質問主意書(岩國哲人君提出)

社会保障国民会議による将来の医療・介護費用のシミュレーションに関する質問主意書(岩國哲人君提出)

自衛官の自殺を巡る訴訟並びにご遺族に対する防衛省の対応等に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

竹島問題についての政府広報冊子に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

沖縄返還に係る日米密約についての資料への情報開示請求に対する政府の対応等に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

前航空自衛隊幕僚長が政府見解と異なる歴史認識を発表したことに対する政府の見解に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

社会保障国民会議における将来医療費推計の前提に関する再質問主意書(山井和則君提出)

前空幕長の定年退職に関する質問主意書(平岡秀夫君提出)

竹島及び北方領土に係る我が国が抱える領土問題に対する政府の対応の相違及び認識、国民に対する説明責任等に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

一、去る十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

国債発行残高およびプライマリーバランスに関する質問主意書(岩國哲人君提出)

日印安全保障協力共同宣言と非核三原則に関する質問主意書(岩國哲人君提出)

社会保障国民会議による将来の医療・介護費用のシミュレーションに関する質問主意書(岩國哲人君提出)

自衛官の自殺を巡る訴訟並びにご遺族に対する防衛省の対応等に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

竹島問題についての政府広報冊子に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

沖縄返還に係る日米密約についての資料への情報開示請求に対する政府の対応等に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

前航空自衛隊幕僚長が政府見解と異なる歴史認識を発表したことに対する政府の見解に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

社会保障国民会議における将来医療費推計の前提に関する再質問主意書(山井和則君提出)

前空幕長の定年退職に関する質問主意書(平岡秀夫君提出)

一、去る十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

エチオピアで発生した邦人誘拐事件への政府の対応に関する第三回質問主意書(鈴木宗男君提出)

出)

平成二十年十一月十四日 衆議院会議録第十号

議長長の報告

外務省についてのマスコミ報道に対する同省の対応ぶりに関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

米国原子力潜水艦の我が国への無通報寄港に対する政府の対応等に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

一、去る十二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

韓国国会に発議された対馬に係る決議及び対馬の現状に対する政府の認識等に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

政府見解と異なる歴史認識を発表し更迭された前航空幕僚長に対する防衛省の任命責任等に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

千島列島におけるアイヌ民族の先住性に関する第三回質問主意書(鈴木宗男君提出)

一、昨十三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

新しい公益法人制度の問題点に関する質問主意書(高井美穂君提出)

外務省における褒賞制度の一つである川口賞に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構理事長による公費での世界周遊の是非に関する第三回質問主意書(鈴木宗男君提出)

検察庁における取調可視化への取り組み並びに認識に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

防衛装備品の納入をめぐる不正水増し請求に関する質問主意書(照屋寛徳君提出)

「消された年金」に関する第三回質問主意書(山井和則君提出)

障害児施設に関する質問主意書(山井和則君提出)

ジョブ・カードに関する質問主意書(山井和則君提出)

医薬品のインターネット販売に関する質問主意書(前原誠司君提出)

(答弁書受領)

一、去る十一日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員長島昭久君提出海賊対策に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出日豪EPAが我が国農業へ与える影響等に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出エチオピアで発生した邦人誘拐事件への政府の対応に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出韓国国会に発議された対馬に係る決議及び対馬の現状に対する政府の認識等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出海上自衛隊の特殊部隊における隊員の死亡事件に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出ロシア政府により進められている北方領土開発についての政府の認識等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員照屋寛徳君提出嘉手納基地所属セスナ機の墜落事故に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省についてのマスコミ報道に対する同省の対応ぶりに関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出麻生太郎内閣総理大臣の自宅を見に行こうとしたデモ隊の逮捕勾留に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省における褒賞

制度の一つである川口賞に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出資格証明書の発行に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出「消された年金」に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出障害者ショートステイに関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省による国際機関への拠出金放置に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出国土交通省における公用車運転業務の偽装請負に関する再質問に対する答弁書

平成二十年十月二十八日提出
質問 第一六八号
海賊対策に関する質問主意書
提出者 長島 昭久

海賊対策に関する質問主意書

海賊対策については、焦眉の急であると受け止め、以下質問する。

海賊は人類共通の敵であり、国際社会が一丸となつて、その撲滅に取り組んでいくべき課題だと考える。政府が、総合的に海賊対策に関する法制の整備を行っていくことについては、特に、以下の諸点に留意すべきと考えており、その観点から質問する。

一 先の答弁書(平成二十年十月二十一日内閣衆質一七〇第一〇七号)によれば、我が国の法令上の犯罪を取り締まるために、海上保安官が海上で海上保安庁法第二〇条第一項に基づき国籍

を有していない船舶の乗組員に対して武器を使用することは、国際法上問題となることはなく、また、憲法第九条が禁ずる「武力の行使」に当たらないものであるが、その根拠を示されたい。さらに、このような武器の使用を認めている海上保安庁法第二〇条第一項の規定が憲法第九条に反する違憲立法ではないと言える根拠を示されたい。

二 海洋法に関する国際連台条約(以下「国連海洋法条約」といふ)第一〇一条によると、海賊行為は、「私有の船舶又は航空機の乗組員又は旅客が私的目的のために行うすべての不法な暴力行為、抑留又は略奪行為・・・」と規定され、政治目的で行われる暴力行為等を対象から除外しているようにも読める。政治目的を有して暴力行為等に及んでいくかどうかは、事前に当該行為を行う者の属性に関する情報がない限り、外形上判別困難と思われるが、海賊行為はどのように認定されるのか。

三 政治目的を有するという一事をもって、目前の海賊への対処をためらうことがあるとすれば、海賊船舶が処罰を免れるため、意図的に政治目的を掲げることを誘発しかねないという不当な結果を招くことが懸念される。たとえ海賊行為を行う者が政治目的を有していたとしても、当該行為が国連海洋法条約第一〇一条に定める「私的目的」から除外されるものではないと考えるがどうか。

四 実際の法整備に当たって重要なのは、その目的であると考え。今回検討の俎上に上ったソマリヤ沖・アデン湾の海賊対策は、同海域において日本籍船や日本向けの船舶、日本人が乗船する船舶への襲撃が多発していること、このよ

うな被害の発生を受けて我が国が共同提案国となつた国連安保理決議一八一六号および一八三八号が採択されたことが契機となつていと理解している。このような経緯を踏まえ、法の目的には、人類共通の敵である海賊に対する国際的な取組への協力に加え、日本への資源および物資輸送の安全確保という国益の観点から、広く我が国関係船舶(便宜置籍船、日本人の乗員のいる船舶、我が国向けの物資を運ぶ船舶を含む)の航行の安全確保も規定すべきであると考えるがどうか。

五 日本の現行法制上、犯罪行為が外国籍船に対して行われ、加害者も被害者も外国人であるような場合には、我が国は処罰根拠を有しないこととなる。しかし、日本向けのタンカーは、諸般の理由から、便宜置籍船として、日本船籍を有していない場合も多いと聞く。海賊対策に関する法制を整備するに当たっては、このような事例も対象としていくべきと考えるがどうか。

六 国連安保理決議一八一六号や一八三八号は、ソマリア沖の海賊対策のため、例外的に、同国暫定政府の同意の下で領海内への立ち入りを認めていると理解している。実効性のある海賊対策を構築していくためには、一般の安保理決議のように、沿岸国と協調しながら海賊の制圧に取り組み必要があると考える。沿岸国の警備当局、海軍当局との協調体制を構築していくべきと考えるがどうか。

七 日本の現行法制上、一般に海賊行為のうち我が国の国内法において犯罪とされるものについては、海上保安庁による取締りが可能と理解しているが、海上保安庁が実際にソマリア沖でロケットランチャーなどの銃器で武装した海賊の

対策に従事することを想定すると、その装備、能力といった点で十分な態勢になっていないと理解している。また、現在、ソマリア沖では、各国の海軍が活動している実態を考えると、海上警察機関たる海上保安庁が参加することは困難と考えるがどうか。

一方で海上自衛隊がその任に当たる場合は、自衛隊法第八二条による海上警備行動の発令によることが考えられるが、海上自衛隊の任務実態からして海上警備行動を常時発令し続けることは困難であると理解している。このような不備をなくするため、自衛隊法に新たな活動類型を創設することを含め、自衛隊による海賊対策の在り方全般について幅広く検討すべきと考えるがどうか。

八 航行の安全を確保するために軍艦が民間船舶をエスコートしたり海賊に対し武器を使用するに際し、当該民間船舶の旗国の同意を得ないことは、国際法上問題となり得るか。

九 仮に、海上自衛隊の護衛艦が対象船舶のエスコートをすることとなれば、その抑止効果は高いと考える。一方で、万が一、海賊間で、例えば日本の護衛艦は撃たれるまで撃たないなど、武器使用について抑制的であるという情報共有されるようになれば、抑止効果が半減することになりかねない。事態の性質に応じた武器の使用を認めるべきと考えるがどうか。

十 海賊行為の取締りに当たって想定される司法警察権の行使とはいかなるものか。また、日本を除くG8各国並びに韓国、スペイン、デンマーク及びオランダの中で、公海上における海賊対処に当たり軍艦に司法警察権の行使権限を付与している国はあるか、政府において承知し

得る範囲内で示されたい。

十一 仮に、海上自衛隊の護衛艦が海賊対策に当たるとして、海上自衛隊の自衛官には、司法警察職員としての職務を行う権限は与えられていないことから、我が国として、海賊の取締りという司法警察権の行使を法律上可能とする原則を確立した上で、海上保安官を護衛艦に乗船させこれに司法警察権限を行使させることも想定されるが、このことを阻む具体的な法的制約はあるのか。

ハイジャック防止条約のように、犯人又は容疑者が刑事手続を免れることを防止するため、他国への引渡しを含めた枠組みを定めているものもあるが、このような規定も参考になるのではないかと思料するがどうか。

右質問する。

内閣衆質一七〇第一六八号

平成二十年十一月十一日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員長島昭久君提出海賊対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員長島昭久君提出海賊対策に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘のような状況において、各国が自国の法令上の犯罪を取り締まるため、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度において武器を使用することは、一般に国際法上禁じられていない。

また、御指摘の武器の使用は、海上において我が国の法令上の犯罪を取り締まるため、海上保安庁法(昭和二十三年法律第二十八号)第二十条第一項において準用する警察官職務執行法(昭和二十三年法律第三十六号)第七条の範囲内で行うものであり、憲法第九条に反するものではない。

二について

海洋法に関する国際連合条約(平成八年条約第六号。以下「条約」という。)第一百一条は、海賊行為について、「私的目的のため」に行われるものであることを規定しているが、その認定は、個別具体の事例に則して判断すべきものであり、お尋ねに対して一概にお答えすることは困難である。

三について

海賊行為の認定は、行為の目的についていかなる主張がされていたとしても、国際法上、条約第一百一条に照らして判断されることになることを考えている。

四及び五について

総合海洋政策本部においては、海賊に対する取締りのための法制度上の枠組みについて、条約等に則し、検討を進めているところであり、現時点でお答えすることは困難である。

六について

政府としては、貿易立国である我が国にとつて船舶の航行の安全の確保が不可欠であることにかんがみ、海賊問題への対応において重要な役割を果たす沿岸国との関係では、その海上取締り能力の強化と人材育成への協力を行ってきているところであり、今後とも、御指摘の決議

が全会一致で採択されたことなどを踏まえ、沿岸国に対する協力を含め、海賊対策に積極的に取り組んでいく必要があるものと認識している。

七、九及び十一について

ソマリア沖の海賊対策として、海上保安庁の巡視船を派遣することは、日本からの距離、海賊が所持する武器、有志連合軍の軍艦等が対応していること等を総合的に勘案すると、現状においては、困難である。

また、政府としては、総合海洋政策本部の下、関係府省が、自衛隊の活用を含めた海賊対策の在り方について、法制面の整備を含め所要の検討を進めているところである。

八について
一般に、軍艦が、公海上において、民間船舶の安全を確保するために併走したり、民間船舶を襲撃しようとする海賊に対して、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度において、武器を使用したりすることは、当該民間船舶の旗国の排他的管轄権を侵すものとは考えられず、国際法上、問題はないと考えられる。

十について

公海上で海賊行為が行われた場合であつて、日本国民に対する殺人、傷害等我が国の刑法法令が適用される犯罪が犯されたときに想定される我が国の司法警察権の行使としては、例えば、犯人の逮捕、関連する物件の押収等が挙げられる。

また、お尋ねの「司法警察権の行使権限を付与」している国があるかどうかについては、現時点では、政府として把握していない。

平成二十年十月二十八日提出
質問 第一六九号

日豪EPAが我が国農業へ与える影響等に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木 宗男

日豪EPAが我が国農業へ与える影響等に関する第三回質問主意書

「前回答弁書」(内閣衆質一七〇第一二三号)及び「前々回答弁書」(内閣衆質一七〇第六二二号)を踏まえ、再度質問する。

一 我が国が現在締結に向けて交渉を進めているオーストラリアとの経済連携協定(以下、「日豪EPA」という。)について、「前々回答弁書」で「日豪EPA交渉においては、農林水産業の重要性を十分認識し、守るべきものは守るとの方針の下、我が国にとって最大のメリットを獲得することを目指している。」とされていることに関し、前回質問主意書で、右答弁で言う「守るべきもの」とは何か、また我が国にとっての「最大のメリット」とは具体的に何を指すのかと問うたところ、「前回答弁書」では「政府としては、日豪EPA交渉において、守るべきものは守るとの方針の下、我が国にとって最大のメリットを獲得することを目指す」とされているが、メリットを獲得することを目指すという「守るべきもの」や「最大のメリット」を具体的に示すことについては、交渉の帰趨に関する予断を招き、我が国の交渉上の立場を損なうおそれがあることから回答を差し控えた」と、それが具体的に何を指すのかは明らかにできない旨の答弁がなされている。一方で、外務省HPに掲載されている「日豪経済連携協定(EPA)締結交渉 第六回会合(概要)」には、次の様な記述がなされている。

述がなされている。

「三 今次会合では、物品・サービス貿易、投資、知的財産、政府調達、エネルギー・鉱物資源、食料供給等の幅広い分野につき有益な議論が行われた。特に、

(一) 物品市場アクセス分野では、第四回会合にて交換したリクエスト・オファーの内容に基づき、双方の関心事項につき議論を行った。具体的には、農林水産品に関しては乳製品、牛肉、大麦及び小麦に関し、関税に加えて市場アクセスに関する各種措置につき集中的に議論した。豪州側は関税や上記措置に関して市場アクセスの阻害要因として撤廃を要求し、日本側はこれらの品目を巡るセンシティブイティ等につき説明し、豪州の要求には応じられない旨主張した。鉱工業品に関しては、日本側の関心品目に関し豪州側のオファー改善を求めた。」

右によると、乳製品、牛肉、大麦及び小麦について、オーストラリア側は関税等の措置の撤廃を要求したものの、我が国側はこれを拒んだとのことであるが、政府が言う「守るべきもの」とは、乳製品、牛肉、大麦及び小麦であると考えて良いか。

二 一の他に政府が「守るべきもの」と考えている品目はあるか。あるのなら、全て明らかにされたい。

三 一と二の品目の関税が撤廃された場合、我が国農業はコスト面でオーストラリア産の農産物と太刀打ちできず、多くの農業経営者は経営が成り立たなくなり、離農を余儀なくされると考えるが、政府の見解如何。

四 「前回答弁書」と「前々回答弁書」で政府は「政府としては、食料自給率の目標達成に向けて取

り組んでいる。」と述べている。政府として食料自給率の向上という目標の達成を目指しているのなら、「日豪EPA」が締結されても、一と二の品目の関税は撤廃せず、守り続けなくてはならないと考えるが、政府の見解如何。

五 「前回答弁書」では「日豪EPA」締結により重要品目の関税が撤廃された場合の被害額や失業者数等について、「オーストラリア産農産物に対する関税が撤廃された場合の影響については、農林水産省において、一定の前提を置いた上で、試算を行っている。」との答弁がなされている。では、右答弁にある、農林水産省において行われている試算の具体的内容を全て明らかにされたい。

六 「前回答弁書」で政府は「現在交渉中の日豪EPAについては、妥結後の影響について言及することは困難である」と述べているが、「日豪EPA」が様々なメリット、デメリットをもたらすと考えられ、そのデメリットの中でも、農林水産業が被害は甚大なものがあると言われ、我が国で農林水産業に携わる人々は「日豪EPA」に対して大きな不安を抱いているものと思料する。「前々回答弁書」で政府が「我が国とオーストラリアは、戦略的利益を共有するパートナーとして、政治・安全保障、経済などを中心として広範な協力関係を構築している。」政府としては、日豪EPAは、こうした戦略的関係を更に強化することに資するものと考えている。」と、「日豪EPA」を意義あるものと考えているのなら、それが妥結された後に我が国内に具体的にどのような影響があるのかを詳細に国民に説明すべきではないか。オーストラリア政府との交渉を行うと同時に、我が国民、と

りわけ農林水産業に携わる人々の不安を払拭し、理解を得るべく努力をするべきであると考え、政府は「日豪EPA」について、国民に対して十分な説明をしていると認識しているか。

五について
農林水産省では、仮に日豪EPAにより豪州産農産物の関税が撤廃された場合の影響について、価格面で不利な国産農産物が豪州産の農産物に置き換わるといった一定の仮定の下では、小麦、砂糖、乳製品、牛肉の四品目の直接的な影響として、合計約七千九百億円の国内生産が減少するとの試算を行っている。

内閣衆質一七〇第一六九号
平成二十年十一月十一日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出日豪EPAが我が国農業へ与える影響等に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出日豪EPAが我が国農業へ与える影響等に関する第三回質問に対する答弁書

一から三までについて

先の答弁書（平成二十年十月二十四日内閣衆質一七〇第一一三三号）においてお答えしたとおり、「守るべきもの」を具体的に示すことについては、回答を差し控えたが、政府としては、我が国とオーストラリアとの経済連携協定以下「日豪EPA」というにおいて、守るべきものは守るとの方針の下、我が国にとって最大の限のメリットを獲得することを目指している。

現在交渉中の日豪EPAについては、妥結後の影響について言及することは困難であるが、交渉においては、農林水産業の重要性を十分認識し、守るべきものは守るとの方針の下、我が国にとって最大の限のメリットを獲得することを

日豪EPAについては、農林水産関係の生産者団体や消費者団体を含め、広く国民に対し、地方での説明会の開催やリーフレット配布などを通じ、説明を行ってきたところである。

平成二十年十月二十八日提出
質問 第一七〇号

エチオピアで発生した邦人誘拐事件への政府の対応に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

エチオピアで発生した邦人誘拐事件への政府の対応に関する再質問主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一七〇第一一三三三号）を踏まえ、再質問する。

一 本年九月二十二日にエチオピア東部で、赤羽桂子さんを含む国際医療支援団体「世界の医療団」のスタッフ二人が誘拐される事件（以下、「誘拐事件」という。）が発生したことにつき、「前回答弁書」では「御指摘の『世界の医療団』が、エチオピアにおいて専門家がボランティア二名が誘拐された旨を公表していることは承知しているが、外務省としての本件に対する対応等については、これを公表すれば、御指摘の『世

界の医療団』を始めとする関係機関による被害者の解放に向けた取組等に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えを差し控えた」との答弁がなされている。本年一月十八日の政府答弁書（内閣衆質一六八第三九三三三号）では、昨年十月にイランで日本大学生が誘拐された事件へ取り組む政府、特に外務省内における対応等について詳細な説明がなされているのに、「誘拐事件」についての説明をなぜ政府は拒むのか、その理由を説明されたい。

二 「誘拐事件」についても、外務省が「誘拐事件」を最初に知ったのはいつか、外務省が「誘拐事件」を最初に知ってから、外務本省内及び在エチオピア日本国大使館でどの様な初動対応がとられ、その後現在までの様な態勢の下、「誘拐事件」の対応に当たっているかを説明することとは可能であると考えるところ、右につき再度質問する。

三 政府として邦人保護の観点から「誘拐事件」にきちんと取り組んでいるのか。在エチオピア日本国大使館または外務本省より、エチオピア政府に対して「誘拐事件」解決への協力を働きかけているか。その働きかけの詳細は問わないところ、右一点についてのみ明らかにされたい。

内閣衆質一七〇第一七〇号
平成二十年十一月十一日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員鈴木宗男君提出エチオピアで発生した邦人誘拐事件への政府の対応に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員鈴木宗男君提出エチオピアで発生した邦人誘拐事件への政府の対応に関する再質問に対する答弁書

一から三までについて

御指摘の「世界の医療団」が、エチオピアにおいて専門家ボランティア二名が誘拐された旨を公表していることは承知しているが、外務省としての本件に対する対応及び態勢、外務省が本件の発生を認知した日時等については、先の答弁書（平成二十年十月二十八日内閣衆質一七〇第一一三三三三号）一から五までについてお答えしたとおり、これを公表すれば、御指摘の「世界の医療団」を始めとする関係機関による被害者の解放に向けた取組等に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えを差し控えた。

平成二十年十月二十九日提出
質問 第一七一号

韓国国会に発議された対馬に係る決議及び対馬の現状に対する政府の認識等に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

韓国国会に発議された対馬に係る決議及び対馬の現状に対する政府の認識等に関する質問主意書

「政府答弁書」（内閣衆質一七〇第一三三九号）を踏まえ、以下質問する。

一 本年七月十四日、政府が二〇一二年から使用する新学習指導要領の解説書に竹島を明記したことを受け、韓国国内で様々な抗議活動が行われ、本年七月二十二日、韓国国会において発議された、我が国の対馬も韓国の領土であるとする

る決議(以下、「決議」という。)につき、政府は「政府答弁書」はじめこれまでの答弁書で「政府としては、対馬が我が国固有の領土であり、大韓民国政府も対馬を同国の領土として認識していないことは明らかである」との認識に基づき、お尋ねの「決議」に関連する状況を引き続き注視しているところである。」との答弁をしているが、右は要するに、政府として、今のところ「決議を静観していることを指している」と理解して良いか。

二 「決議」が発議されて以降、政府は韓国政府に何らかの意見を伝える、または抗議をしたことはあるか。

三 二で、あるのなら、誰が誰に対して意見を伝えた、または抗議をしたのか、その日にち、場所、方法等と共に明らかにされたい。

四 「決議」は何人の韓国国會議員によって発議されたか政府は承知しているか。

五 韓国国会において、また、韓国世論において、「決議」にある様に、対馬も韓国の領土であるとする意見、考えはどのくらいの割合を占めているか、政府は把握しているか。

六 対馬を訪れる韓国訪問客は毎年どれくらいか、政府は把握しているか。把握しているのなら、過去五年の訪問客数を述べられたい。

七 六の韓国訪問客は、対馬を訪れる外国人のうちどれくらいの割合を占めるか。

八 現在対馬の不動産が韓国資本により買い占められつつあることが最近の産経新聞報道により指摘されているが、右につき政府は詳細を把握しているか。

九 韓国資本による対馬の不動産買い占めに付き、麻生太郎内閣総理大臣は「土地は合法的に買っている。日本がかつて米国の土地を買った

のと同じで、自分が買ったときはよくて人が買ったら悪いとはいえない」との認識を本年十月二十一日に示しているが、右は政府として、韓国資本による対馬の不動産買い占めを何ら問題視していないということか。

十 一般に、他者の名義で不動産を売買することは、我が国の法律に反するか。

十一 韓国資本が、対馬に住む島民の名義で対馬の不動産を購入している例はないか、政府は把握しているか。

十二 十一で、その様な例があるのなら、それは我が国の法律上どの様な罪に該当するか。右質問する。

内閣衆質一七〇第一七一号
平成二十年十一月十一日

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員 麻生 太郎

衆議院議員鈴木宗男君提出韓国国会に発議された対馬に係る決議及び対馬の現状に対する政府の認識等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出韓国国会に発議された対馬に係る決議及び対馬の現状に対する政府の認識等に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

外交上の個別のやり取りについて明らかにすることは、大韓民国との関係もあり差し控えたが、政府としては、対馬が我が国固有の領土であり、大韓民国政府も対馬を同国の領土として認識していないことは明らかであるとの認識に基づき、適切に対応してきているところであ

る。

四について

御指摘の「決議」は五十人の大韓民国国會議員によって発議されたと承知している。

五について

お尋ねについては、政府としては、把握していない。

六及び七について

対馬を訪れる韓国訪問客数及び外国人訪問客数は把握していない。なお、長崎県対馬市内に位置する厳原港及び比田勝港から入国した韓国人は、平成十五年一万五千七百二十五人、平成十六年二万五千五百五十人、平成十七年三万六千七百六十八人、平成十八年四万二千四百六十七人、平成十九年六万五千七百五十人となっており、厳原港及び比田勝港から入国した外国人全体に占める割合は、平成十五年九十七・九パーセント、平成十六年九十九・三パーセント、平成十七年九十九・五パーセント、平成十八年九十九・四パーセント、平成十九年九十九・五パーセントである。

八及び九について

御指摘の報道に係る詳細な事実関係については把握していないが、一般に、関係法令に従って適正に行われた不動産の購入については、特段問題はないものと考えている。

十について

我が国の民法(明治二十九年法律第八十九号)には、他者の名義で不動産を売買することを禁じる旨の規定はない。

十一及び十二について

お尋ねのような事例は把握していない。

平成二十年十月二十九日提出
質問 第一七二号

海上自衛隊の特殊部隊における隊員の死亡事件に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

海上自衛隊の特殊部隊における隊員の死亡事件に関する再質問主意書

「前回答弁書(内閣衆質一七〇第二二八号)を踏まえ、再質問する。

一 本年九月に発生した、広島県江田市にある海上自衛隊の特殊部隊「特別警備隊」隊員を養成する第一術科学校の特別警備課程において、一人で十五人を相手にする格闘訓練(以下、「訓練」という。)を受けていた男性三等海曹(以下、「三等海曹」という。)が意識不明になり、約二週間後に死亡した事件(以下、「三等海曹死亡事件」という。)につき、現在海上自衛隊の事故調査委員会による調査と、海上自衛隊警務隊による捜査が行われていると承知するが、当該調査と捜査の進捗状況につき、説明されたい。

二 「訓練」について「前回答弁書」で防衛省は「当該事案については、現在、事故調査委員会における調査とともに、警務隊による捜査が行われているところであり、現時点においては、事実関係の詳細についてお答えすることは困難であるが、教育訓練管理が適切であったか、当該隊員に対して連続組手を行う必要性が本当にあつたか等の観点に立つて、更なる説明を進める必要があると考えている。」との答弁をしているが、十月二十二日に公表された「三等海曹死亡事件」についての事故調査委員会による中間報告(以下、「中間報告」という。)では、「訓練」は

必要性のないものであるとの報告がなされていると承知する。右答弁が「中間報告」の内容と食い違ふのはなぜか。

三 「中間報告」において必要性はないとされた「訓練が行われたのはなぜか。

四 必要のない「訓練」が行われ、結果として「三等海曹」の命が失われたということは、「三等海曹」の死亡は通常の訓練中に起きたやむを得ない事故の類ではなく、まさに海上自衛隊において集団暴行が行われたということに他ならず、「訓練は集団リンチ、私的制裁でしかない」と考へるが、防衛省の見解如何。

五 「三等海曹死亡事件」についての調査、捜査はいつ頃までに終了する予定か。

六 「三等海曹死亡事件」について、「前回答弁書」で防衛省は「防衛省としては、今後、事実関係の詳細を調査し、それに基づき厳正に対処したいと考へている」と述べているが、防衛省として、右事件に対して徹底的に調査、捜査をし、その結果を包み隠さず国民に公表する考へはあるか。そうせずして、防衛省に対する国民の信頼は回復しないと考へるが、浜田靖一防衛大臣の見解如何。

内閣衆質一七〇第一七二号

平成二十年十一月十一日

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員 鈴木宗男君提出海上自衛隊の特殊部隊における隊員の死亡事件に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出海上自衛隊の特殊部隊における隊員の死亡事件に関する再質問に対する答弁書

一 について

防衛省においては、御指摘の海上自衛隊における死亡事案（以下「当該事案」という。）が発生した翌日の平成二十年九月十日以降、海上自衛隊呉地方総監部幕僚長を長とする事故調査委員会が調査を進めてきたが、その経過について、「海上自衛隊特別警備隊関係の課程学生の死亡事案」について（中間報告）（以下「中間報告」という。）として取りまとめ、同年十月二十二日に公表したところであり、引き続き当該事案の解明を進めているところである。他方、海上自衛隊警務隊においては、これまで、関係者に対する事情聴取等、必要な捜査を行ってきたところである。

二 について

中間報告においては、当該事案の問題点と考へられるものとして、教育訓練に係る計画や管理の適切性及び入校取消が内示されている学生に対して連続組手を行う必要性を挙げ、こうした観点に立つて、更なる当該事案の解明を進めるとともに、改善すべき点について検証する必要がある旨述べており、先の答弁書平成二十年十月二十四日内閣衆質一七〇第一二八号）九及び十についてでお答えした内容と食い違ふという御指摘は当たらない。

三 から五までについて

当該事案については、現在、引き続き事故調査委員会における調査が行われているとともに、警務隊による捜査も行われてきているところ

ろであり、現時点においては、中間報告に記載した以上のことを申し上げる状況になく、お尋ねについては、お答えすることは困難である。

六 について

防衛省としては、引き続き当該事案の解明を進めていく考へであり、調査の結果、判明した事実については、可能な限り公表してまいりたい。また、改めて厳正な規律を徹底するとともに、必要な再発防止策を講じることにより、国民の信頼回復に努めてまいりたい。

平成二十年十月二十九日提出
質問 第一七三 号

ロシア政府により進められている北方領土開発についての政府の認識等に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

ロシア政府により進められている北方領土開発についての政府の認識等に関する質問主意書

一 二〇〇七年から二〇一五年までのロシア政府による北方領土の開発を推進するクリール経済社会発展計画（以下、「計画」という。）が始まって本年で二年目になる。「計画」につき、政府は本年五月三十日の政府答弁書（内閣衆質一六九第四〇五号）で「ロシア連邦政府が承認した『二〇一七年から二〇一五年までのクリール諸島（サハリン州）社会・経済発展」連邦特別プログラム』の内容については承知している」との答弁をしているが、政府はその予算規模等、「計画」の詳細を承知しているか。

二 「計画」に基づき、択捉島で現在空港の建設が

進められていると承知するが、その滑走路は何メートルか、また完成はいつか、政府は把握しているか。

三 「計画」に基づき、国後島の古釜布港で現在ふ頭の建設が進められていると承知するが、その長さ、深さは何メートルであり、更に何トンまでの船が接岸できるか、また完成はいつか、政府は把握しているか。

四 ロシアの水産加工会社ギドロストロイの水産加工場が択捉島及び色丹島にあるが、ここで作られ、ロシア国内に流通する缶詰は、ロシア全体の缶詰の何割を占めているか、政府は把握しているか。

五 「計画」により、北方領土のインフラ整備は確実に進んでいるものと承知する。この様な現状を政府はただ座視するだけでなく、我が国の持てる高度な技術、優秀な人材を活用し、我が国固有の領土でありながらロシアに不法占拠されている北方領土の開発に積極的に関与すべきではないのか。

六 北方領土問題は、日ロ両国において話し合いで解決することで合意がなされており、お互いの名誉と尊厳を賭け、政府間で外交交渉をすべきであるが、同時に平成十年二月に日ロ間で締結された、北方領土海域付近における日本漁船の安全操業枠組み協定の様に、互いに主権を一時的に棚上げした形で、民間外交とも言うべき交流は可能であると考えるところ、政府は我が国の民間資本の北方領土への積極的な進出を促し、ロシアの実効支配強化に対抗すべきでないか。

七 一九八九年九月十九日、一九九一年十月二十九日、一九九八年四月十七日、一九九九年九月

十日の四度にわたる、ロシアの管轄権に服した形で北方領土へ入域することを控える旨、国民に要請する閣議了解は、ロシアによる一方的な北方領土の開発をただ座視するだけで、現実には合うものではないと考えるが、政府はこれら閣議了解を見直す考えはあるか。
右質問する。

内閣衆質一七〇第一七三号

平成二十年十一月十一日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出ロシア政府により進められている北方領土開発についての政府の認識等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出ロシア政府により進められている北方領土開発についての政府の認識等に関する質問に対する答弁書
一から四までについて

外務省として、ロシア連邦政府が承認した「二千七年から二千十五年までのクリル諸島（サハリン州）社会・経済発展」連邦特別プログラム」の内容等については承知しているが、外務省が行っている情報収集の内容等について具体的に答えすることは、対外的な関係において我が国が不利益を被るおそれがあるため、差し控えたい。

五から七までについて

外務省としては、ロシア連邦が北方四島を不法に占拠している現状において我が国の国民が北方四島における開発等に従事することは、そ

の具体的内容、態様等があたかも北方四島に対するロシア連邦の管轄権を前提としたかのごときものであれば、ロシア連邦による不法占拠を認めることにはかならず、北方領土問題に関する我が国の立場とは相容れないと考える。

平成二十年十月三十日提出
質問 第一七四号

嘉手納基地所属セスナ機の墜落事故に関する
質問主意書

提出者 照屋 寛徳

嘉手納基地所属セスナ機の墜落事故に関する
質問主意書

二〇〇八年十月二十四日、米空軍第十八航空団第八十二偵察中隊所属のセスナ機が名護市真喜屋のサトウキビ畑に墜落した。以下、本件事故という。墜落した事故機のセスナには、米兵四人が乗り込んでおり、うち二人が重軽傷を負ったという。墜落現場付近には、小学校や民家があり、国道からわずかに離れた場所である。大惨事になりかねない墜落事故であり、強い怒りを禁じえない。

本件事故後の事故処理や捜査においても、日米地位協定の壁に阻まれ、住民の安全よりも米軍の機密保全が優先されており、日米地位協定の全面改正なしに、主権国家としての警察権の十分な行使などありえないことを痛感した。いや、沖縄から全ての米軍基地の撤去なくして、県民の生命・身体を守ることは不可能だ。

以下、質問する。

一 本件事故機は、嘉手納基地内の航空愛好会「嘉手納エアロクラブ」所属とも報道されている。嘉手納エアロクラブとは、どのような者が

加入しているのか。入会資格、会員数、入会者は、パイロット資格を有する者のみか、嘉手納エアロクラブと在日米軍との関係、嘉手納エアロクラブは独立採算の組織かなどについて、具体的に政府の認識を明らかにされたい。

二 本件事故機は、嘉手納エアロクラブが運用するが、機体の所有権は米軍にあると言われている。その法的根拠は何か。また、嘉手納エアロクラブは何機のセスナ機を運用しているのか、セスナ機は米軍のどの機関の予算で購入されたものかについて、具体的に政府の認識を明らかにされたい。

三 本件事故のセスナ機運航は、公務中か、公務外か。また、嘉手納エアロクラブ所属のセスナ機航行で、公務中と公務外とを識別判断する基準、根拠を明らかにした上で、政府の見解を示されたい。

四 本件事故を起こしたセスナ機は、航空法第九十七条に定める飛行計画を国土交通省に提出していなかったと報じられている。航空法第九十七条の飛行計画の提出、承認及び通報は、いかなる手続きでなされるのか、過去の事例を踏まえ、米軍基地と民間空港間の移動の際の書面または口頭による通報の具体的なシステムを詳細に明らかにした上で、政府の見解を示されたい。

五 本件事故に関し、沖縄県警が事故機体の差し押さえを求めたが、米軍によって拒否されたという。沖縄県警は、いつ、どのような法的根拠に基づき、いかなる手続きで、機体の差し押さえを求めたのか。また、米軍が拒否した理由を明らかにした上で、米軍の対応について政府の見解を示されたい。

六 本件事故に関し、ケビン・メア在沖米総領事とケビン・Ｒ・ピシヨップ在沖四軍調整官事務所長が、事故機の運航は公務外との認識を示したと報道されている。本件事故について、米軍から政府宛に「公務証明書」は発給されているのか及び公務中、公務外についての政府の認識を示されたい。また、本件が公務外事故の場合の被害者に対する損害賠償の手続き、範囲、支払い責任者等について、法的根拠を示した上で、政府の見解を示されたい。

七 本件事故に関し、沖縄県警が捜査の必要性に基づき、国土交通省にセスナ機の飛行計画書の提供を求めたのに対し、国土交通省航空局は、「事故が、日米地位協定の特例にあたるケースで、飛行計画書を公表すれば、アメリカ軍の運用に関わるおそれがある」との理由で、沖縄県警への飛行計画書提供を拒んでいるとNHKは報道している。

国土交通省航空局は、何を根拠に日米地位協定の特例にあたるケースとの判断をしているのか。また、本件事故機に関する飛行計画書の提出の有無、提出された飛行計画書を沖縄県警に提供することが米軍の運用上の何に支障をきたすというのかを具体的に明らかにした上で、国土交通省の対応の是非について、政府の見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一七〇第一七四号

平成二十年十一月十一日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員照屋寛徳君提出嘉手納基地所属セスナ機の墜落事故に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員照屋寛徳君提出嘉手納基地所属
セスナ機の墜落事故に関する質問に対する
答弁書

一について

お尋ねの嘉手納飛行クラブは、米側の説明によれば、嘉手納飛行場第十八任務支援群に属する機関であり、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(昭和三十五年条約第七号。以下「日米地位協定」という。)第十五条に定める歳出外資金による諸機関であるとのことである。

米側の説明によれば、当該飛行クラブには、米軍の構成員及びその家族並びに米軍の軍属等が入会することができ、入会者はパイロットの資格を有する者に限られないとのことであり、また、当該飛行クラブの会員数は、平成二十年十月末現在、約百五十名であるとのことである。

二について

お尋ねの本件事故とは、平成二十年十月二十四日の沖縄県名護市における嘉手納飛行クラブ所属のセスナ機の事故(以下「本件事故」という。)を指すものと考えるが、本件事故に係るセスナ機は、米側の説明によれば、米空軍規則に基づき、米空軍の財産として登録されているとのことである。また、米側の説明によれば、平成二十年十月末現在、嘉手納飛行クラブは五機のセスナ機を運用しているとのことである。

三及び六について
お尋ねの嘉手納飛行クラブ所属のセスナ機の

航行が、公務中であるか公務外であるかについては、個別具体的に状況に即して判断する必要があるが、一概にお答えすることはできない。
本件事故の公務性については、現在捜査中の具体的事件に係るものでもあることから、答弁を差し控えたい。

日本国内における不法の作為又は不作为で公務執行中に行われたものでないものから生ずる合衆国軍隊の構成員又は被用者に対する請求権については、加害者本人が責任を負うべきものであり、当事者間において解決されることが原則であるものの、かかる方法で解決されない場合には、日米地位協定第十八条6の規定に基づき、適切に処理されることとなる。

四について

お尋ねの本件事故を起こしたセスナ機等の有視界飛行方式により飛行しようとする航空機に係る航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第九十七条第二項に規定される飛行計画の通報については、航空法施行規則(昭和二十七年運輸省令第五十六号)第二百三条第一項各号に掲げる事項(ただし、第十号に掲げる事項を除く。)を同条第二項の規定に基づき口頭(無線電話によるものを含む。)又は文書により、空港事務所長又は空港出張所長(空港・航空路監視レーダー事務所長を含む。)に対し、原則として事前に行うこととされており、その取扱いは米軍施設及び区域と民間空港との間を飛行する場合も同じである。

五について

沖縄県警察によると、お尋ねの本件事故に係る機体の差押えについては、平成二十年十月二十五日、日本国とアメリカ合衆国との間の相互

協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法(昭和二十七年法律第三十八号)第十三条の規定に基づき、沖縄県名護警察署から合衆国軍隊の権限ある者である嘉手納飛行場第十八任務支援群司令官に対して同意を求めたところ、同司令官の同意は得られなかったとのことである。
政府としては、同司令官が同意しなかった理由を承知していないが、米側は、日米地位協定についての合意された議事録の第十七条10(a)及び(b)に関する規定2において、日本国の当局は、通常、合衆国軍隊の財産について、捜索、差押え又は検証を行う権利を行使しないこととされていることを踏まえ、機体については合衆国軍隊の財産であるとして回収したものと認識している。

七について

お尋ねの本件事故に係るセスナ機に関する飛行計画書の提出の有無については、嘉手納飛行場から奄美空港への飛行計画の通報を受理しておらず、奄美空港から嘉手納飛行場への飛行計画の通報を受理したところである。
沖縄県名護警察署から国土交通省大阪航空局奄美空港出張所に対して、平成二十年十月三十一日付けで本件事故に係るセスナ機の飛行計画書の内容に関する照会があり、同出張所は同日付けで回答した。

なお、国土交通省航空局として、御指摘のあった「事故が、日米地位協定の特例にあたるケースで、飛行計画書を公表すれば、アメリカ軍の運用に関わるおそれがある」との回答を日本放送協会に対し行った事実はない。

平成二十年十月三十日提出
質問 第一七五号

外務省についてのマスコミ報道に対する同省の対応についての質問主意書

提出者 鈴木 宗男

外務省についてのマスコミ報道に対する同省の対応に関する質問主意書

一 一般に、外務省についてのマスコミ報道がなされた際、その内容が明らかに事実と異なり、虚偽のものである場合、その様な報道に対して、外務省としてどのような対応をとる方針が定められているか説明されたい。

二 一般に、外務省についてのマスコミ報道がなされた際、その内容が事実か虚偽かは定かではなく、少なくとも事実であるとの確認がとれない場合、その様な報道に対して、外務省としてどのような対応をとる方針が定められているか説明されたい。

三 本年十月二十一日発売の週刊朝日に、「麻生『外交』敗れたり」との見出しで、ジャーナリストの上杉隆氏の論文(以下、「上杉論文」という。)が掲載されているが、外務省は「上杉論文」が事実と異なるとして、水嶋光一外務省報道課長が週刊朝日側に直接出向いて抗議を行ったと、同年同月二十二日、兒玉和夫外務報道官は記者会見で明らかにしている。外務省HPによると、兒玉報道官は「上杉論文」における事実と異なる部分とは以下の二点であると説明している。

① 「第一に、同記事の冒頭に掲載されている斎木アジヤ大洋州局長のオフレコ懇談に關して、『冗談じゃない。日本はブッシュ大統領から直接電話をもらったんだ。いい加減な記

事を書くな』とのカギ括弧内の発言や『齋木は
激高した』といった表現については、いずれれ
も事実と異なることは齋木局長及び同懇談に
同席をした霞クラブ記者の方からも確認をし
ております。」

② 「第二に、外務省幹部の発言として、『給油
法案などでの「テロとの戦い」金融危機の米国
への支援などでの貢献(中略)政治空白があつ
たのが痛かった』、『中曽根外相ほど無能な大
臣は珍しい。(中略)メッセーじを受け取れる
はずがない』を引用しておりますが、外務省
内では、外務省幹部が上杉氏の取材を受けた
との事実は確認されておらず、右の信憑性は
極めて疑問と言わざるを得ません。」

右の①について、『上杉論文』で齋木昭隆外務
省アジア大洋州局長が担当記者とのオフレコ懇
談において「冗談じゃない。日本はブッシュ大
統領から直接電話をもらったんだ。いい加減な
記事を書くな」との旨述べ、激高したとの記述
がなされているが、その様な事実はないとい
うのは確かか。改めて確認を求める。

四 三の②について、『上杉論文』で外務省幹部が
上杉氏から取材を受け、『給油法案などでの「テ
ロとの戦い」金融危機の米国への支援などでの
貢献(中略)政治空白があつたのが痛かった』、
『中曽根外相ほど無能な大臣は珍しい。(中略)
メッセーじを受け取れるはずがない』との記述
がなされているが、その様な事実は確認され
ておらず、信憑性が極めて低いというのは確
か。改めて確認を求める。

五 「上杉論文」における①の様に、明らかに事実
でない内容のマスコミ報道がなされたことに
対して、外務省が抗議を行った事例は過去に
ある

か。あるのなら、その直近の具体的事例を三つ
挙げられたい。

六 「上杉論文」における②の様に、それが事実か
虚偽かは定かではなく、少なくとも事実である
との確認がとれない内容のマスコミ報道がな
されたことに対して、外務省が抗議を行った事
例は過去にあるか。あるのなら、その直近の具
体的事例を三つ挙げられたい。

七 講談社発行の「現代二〇〇六年七月号に「官
房長よ、私と対決しようじゃないか 外務省
『犯罪白書』二 公金にタカる官僚たち」とい
う見出しで、一九八八年頃までに在モスクワ日
本大使館で任国の法令に違反する形で大使館員
の私用車をループルで売却し、外貨に換金する
「ループル委員会」なる裏金組織が確かにあつ
たとする、佐藤優起訴休職外務事務官が執筆
した論文が掲載されている。また、同じく佐藤
氏が、株式会社アスコムより発行された当方
との共著「反省 私たちはなぜ失敗したのか?」の
六十九頁と、講談社より発行されている「現代」
二〇〇六年九月号に掲載されている「最強の「情
報分析官」による懺悔の告白 外務省「犯罪白書」
四 私の手を染めた「白紙領収書」作り」との
見出しの佐藤氏による論文に、かつて外務省で
藤氏自身が当時の直属の上司である原田親仁前
欧州局長より、マスコミ関係者に対して白紙の
領収書(以下、「白紙領収書」という。)を渡して
いたことを明らかにする旨の記述がなされてい
る。右の「ループル委員会」についても「白紙領
収書」についても、外務省はこれまでの答弁書
で一貫して「その様な事実は確認されていない」
旨答弁してきていると承知するが、右に相違は
ないか。改めて確認を求める。

八 「ループル委員会」と「白紙領収書」について、
外務省はその事実は確認されていないとして
いるが、『上杉論文』における②について週刊朝日
側に抗議したのと同様に、それが紛れもない事
実であるかの様に報じた講談社及び株式会社ア
スコムに対しても抗議をしているか。

九 八で、講談社と株式会社アスコムに対して抗
議をしていないのなら、それはなぜか。「上杉
論文」に対する対応とかくも異なり、外務省の
対応に一貫性がなく、矛盾があるのはなぜか。
その理由を説明されたい。
右質問する。

内閣衆質一七〇第一七五号
平成二十年十一月十一日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員鈴木宗男君提出外務省についてのマ
スコミ報道に対する同省の対応ぶりに関する質
問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省について
のマスコミ報道に対する同省の対応ぶりに
関する質問に対する答弁書

一、二及び九について

外務省としては、それぞれの事案を検討の
上、個別に適切な対応をとってきているところ
である。

三について

御指摘の者が御指摘のような発言を行ったと
の事実はない。

四について

外務省として、御指摘のような発言が行われ
た事実は確認されておらず、信ぴょう性は極め
て疑問であると考えている。

五について

直近の主な具体的事例として、TBS「報道
特集NEXT」の平成二十年六月二十一日の放
送、日本経済新聞の平成十九年十一月八日付け
の記事及び週刊金曜日の平成十九年五月二十五
日号の記事がある。

六について

お尋ねの事例については確認されていない。
七について

御指摘の「ループル委員会」の存在について
は、先の答弁書(平成二十年六月二十四日内閣
衆質一六九第五四七号)の二から五までにつ
いては、また、御指摘の「白紙領収書」の作成につ
いては、先の答弁書(平成二十年六月二十四日
内閣衆質一六九第五四八号)の一及び二につ
いて等々累次にわたってお答えしているとおり、
御指摘のような事実は確認されていない。

外務省としては、御指摘の事案においては抗
議を行っていない。

平成二十年十月三十日提出
質問第一七六号

麻生太郎内閣総理大臣の自宅を見に行こうと
したデモ隊の逮捕勾留に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

麻生太郎内閣総理大臣の自宅を見に行こう
としたデモ隊の逮捕勾留に関する質問主意
書

本年十月二十六日午後四時前後、麻生太郎内閣
総理大臣の自宅を見に行こうとし、渋谷駅付近を
歩いていったデモ隊(以下、「デモ隊」という。)のう
ち三名が、突如渋谷警察署の警察官に現行犯逮捕

される事件が発生した。右を踏まえ、以下質問する。

一 一般に我が国において、公道等公の場所において数人の人間が隊列を組み、プラカードや風船等、何らかの掲示物を掲げ、何らかの主張を叫びながら行進する等のデモ行為(以下、「デモ」という。)を行う際、事前にどの様な届出、手続を行うことが求められるのか説明されたい。

二 一の届出、手続をしなくても、「デモ」をすることが許される場合はあるか。

三 一の届出、手続をせずに「デモ」を行った場合、どのような罰則の適用を受けるのか説明されたい。

四 今回逮捕者三名を出した「デモ隊」は一の届出、手続をせずに「デモ」をしていたのか。

五 一部報道によると、「デモ隊」は事前に渋谷警察署警備課長と話し合いをし、「デモ」を行うことを通告し、合意を得ていたとのことであるが、右は事実か。

六 公務執行妨害の定義如何。

七 今回「デモ隊」のうち三名が逮捕されたのはなぜか。三名の容疑は何か。

八 「デモ隊」のうち逮捕された三名が渋谷警察署に勾留されたのは十月二十六日の何時か。

九 三名に弁護士の見解が認められたのは十月二十六日の何時か。

十 三名を逮捕し、渋谷警察署に勾留し、同署に三名の弁護士が到着してから、同署が理由もなく接見をすぐに認めなかったという事実はあるか。

右質問する。

内閣衆質一七〇第一七六号
平成二十年十一月十一日

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員 鈴木宗男君提出麻生太郎内閣総理大臣の自宅を見に行こうとしたデモ隊の逮捕勾留に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員鈴木宗男君提出麻生太郎内閣総理大臣の自宅を見に行こうとしたデモ隊の逮捕勾留に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

御指摘の「デモ」に関しては、地方公共団体により規制の態様等が必ずしも一律ではないため、お尋ねに一概にお答えすることは困難である。

警視庁によると、御指摘の事案が発生した東京都においては、集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例(昭和二十五年東京都条例第四十四号。以下「条例」という。)第一条の規定により、道路その他公共の場所で開催若しくは集団行進を行おうとするとき、又は場所のいかんを問わず集団示威運動を行おうとするときは、東京都公安委員会の許可を受けなければならないこととされていることである。また、条例第二条の規定により、当該許可の申請は、主催者である個人又は団体の代表者(以下「主催者」という。)から、集会、集団行進又は集団示威運動(以下「集団行動」という。)を行う日時、七十二時間前までに、主催者の住所及び氏名、集団行動の日時及び進路、参加予定人員、集団行動の目的等の事項を記載した許可申請書三通を開催地を管轄する警察署を経由して提出しな

ければならないこととされていることである。さらに、条例第五条の規定により、条例第一条の規定に違反して許可を受けずに行われた集団行動の主催者、指導者又は煽動者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又は三十万円以下の罰金に処することとされていることである。

四について
警視庁によると、御指摘の事案については、条例第二条に規定する許可の申請はなされていなかったとのことである。

五について
警視庁によると、警視庁渋谷警察署の警備課長が、御指摘の事案について条例第一条に規定する集団示威運動が行われることに同意したという事実はないとのことである。

六について
公務執行妨害罪については、刑法(明治四十年法律第四十五号)第九十五条第一項において、公務員が職務を執行するに当たり、これに対して暴行又は脅迫を加えた者を罰する旨を規定している。

七について
警視庁によると、御指摘の三名のうち、一名については条例第一条違反により、他の二名については公務執行妨害罪により、それぞれ逮捕されたとのことである。

八について
警視庁によると、条例第一条違反により逮捕された被疑者については本年十月二十六日午後四時七分に、公務執行妨害罪により逮捕された被疑者二名のうち一名については同日午後四時九分に、同罪で逮捕された他の一名については同日午後四時十一分に、それぞれ警視庁渋谷警察署司法警察員に引致されたことである。

なお、警視庁によると、三名とも、本年十月二十九日に勾留されたとのことである。

九について

警視庁によると、条例第一条違反により逮捕された被疑者については本年十月二十六日午後七時六分から、公務執行妨害罪により逮捕された被疑者二名のうち一名については同日午後七時二十四分から、同罪で逮捕された他の一名については同日午後八時五分から、それぞれ弁護士と接見したとのことである。

十について
警視庁によると、御指摘のような事実はないとのことである。

平成二十年十月三十日提出
質問 第一七七号

外務省における褒賞制度の一つである川口賞に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

外務省における褒賞制度の一つである川口賞に関する質問主意書

一 川口順子参議院議員が外務大臣を務めていた時期に、外務省における褒賞制度の一環として川口賞なるものが設けられたと承知する。二〇〇六年二月二十一日の政府答弁書(内閣衆質一六四第六号、以下、「政府答弁書」という。)と、翌二〇〇七年六月八日の政府答弁書(内閣衆質一六六第二七八号)によると、二〇〇四年六月以降、川口賞の授与は行われておらず、またそのことについて外務省として特段の決定をしていないとのことであるが、川口賞という褒

賞制度は、現在も外務省に残されているか。

二 これまで川口賞の授与を受けた外務省職員は何名いるか。

三 二の授与を受けた外務省職員の、授与を受けた当時の官職氏名を全て明らかにされたい。

四 二〇〇七年六月から二〇〇八年十月三十日に至るまで、新たに川口賞の授与は行われているか。

五 川口賞にかかった外務省における予算額はいくらか。

六 五の予算額は、国民の税金が原資であると承知するが、確認を求める。

七 国民の税金により、川口賞のために五の予算額が支出されたことは適切であったか。外務省の見解如何。

八 川口賞について、「政府答弁書」では「外務省としては、川口賞を創設し、外務省職員に授与したことが、外務省職員の士気の向上に寄与するものであったと考えている。」との答弁がなされているが、では五の予算額を支出した川口賞の授与によって外務省職員の士気が向上した結果、我が国の外交に具体的にどの様な効果をもたらされたかと外務省は認識しているのか説明されたい。

右質問する。

内閣衆質一七〇第一七七号

平成二十年十一月十一日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省における褒賞制度の一つである川口賞に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省における褒賞制度の一つである川口賞に関する質問に対する答弁書

一 について

先の答弁書（平成十九年八月八日内閣衆質一六六第二七八号）の八について等でお答えしたとおりであり、川口賞の授与を行わないことについて、外務省として決定を行ったことはない。

二及び三について

川口賞は、合計十三の大使館等及び合計二十一名の関係者にそれぞれ授与されており、受賞者名等は外務省ホームページに掲載されている。

四について

御指摘の期間においては、川口賞の授与は行われていない。

五から七までについて

外務省において保存されている文書を確認したところ、先の答弁書（平成十八年三月三日内閣衆質一六四第一〇一号）の八についてでお答えした、選考委員会の委員のうち外務省職員でない者に対して支払われた総額十六万六千六百六十五円の謝金の他に、表彰に関連する費用として十二万三千三百二十三円が支出された。これらは、租税等を財源とする予算より、会計手続にのっとり、適正に支出された。

八について

先の答弁書（平成十八年二月二十一日内閣衆質一六四第六六号）の七について及び先の答弁書（平成十八年三月三日内閣衆質一六四第一〇一号）の十についてでお答えしたとおり、外務

省としては、川口賞を創設し、外務省職員に授与したことが、外務省職員の士気の向上に寄与するものであったと考えている。各受賞者の表彰理由は多岐にわたるため、外務省職員の士気の向上による外交への具体的な効果について一概にお答えすることは困難であるが、外務省としては、外務省職員が、受賞者を模範として高い使命感と意欲を持って職務を遂行することにより、我が国の外交を積極的に展開することに資しているものと認識している。

平成二十年十月三十日提出
質問 第一七八号

資格証明書の発行に関する質問主意書
提出者 山井 和則

資格証明書の発行に関する質問主意書

一 今年一〇月三〇日に厚生労働省は、親が国民健康保険の保険料を滞納して保険給付を差し止められ、子どもが「無保険」状態となっている問題で、「資格証明書の発行に関する調査」結果を公表し、保険給付差し止めで資格証明書を交付された世帯のうち、中学生以下の無保険の子どもの数が三二九〇三人いることが判明した。子どもに罪はないので、資格証明書を発行すべきではないと考えるがいかがか。

二 一の子どもを救うために、法改正を検討するつもりはあるのか。

三 一〇月一六日の参議院予算委員会、麻生総理は「同情の余地がかなりある。（親とは）別人格の子どもが被害者のようになっているのは配慮すべき要素がある」と答弁したにもかかわらず、何ら改善しないつもりか。

四 資格証明書が発行され、医療費が全額自己負担になれば、必要な医療が受けられない危険性がある。これは児童の福祉を保障する児童福祉法に違反するのではないか。
右質問する。

内閣衆質一七〇第一七八号
平成二十年十一月十一日

内閣総理大臣 麻生 太郎
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員山井和則君提出資格証明書の発行に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山井和則君提出資格証明書の発行に関する質問に対する答弁書

一及び四について

被保険者資格証明書については、低所得者の世帯に対する保険料軽減制度を前提として、保険料を納付することができない特別の事情がないにもかかわらず、長期にわたり保険料を滞納している世帯主に対して交付し、その交付の際等に保険料の納付相談の機会を確保することを目的とするものである。このような目的にかんがみると、世帯に子どもがいることをもって一律に被保険者資格証明書の交付対象外とすることは適当ではなく、また、現行の取扱いは児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）に違反するものでもないと考ええる。

二及び三について

厚生労働省としては、本年十月三十日に、各都道府県に対して「被保険者資格証明書の交付に際しての留意点について」（平成二十年十月三十日付け保国発第一〇三〇〇〇一〇号厚生労働省

保険局国民健康保険課長通知・雇児総発第一〇三〇〇一号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)を发出し、被保険者資格証明書の交付を受けている世帯主から市町村に対し、子どもが医療を受ける必要が生じ、かつ、医療費全額の支払が困難である旨の申出があった場合には、緊急的な対応として速やかな短期被保険者証の交付に努めることなど、子どものいる滞納世帯に対して被保険者資格証明書を交付する際の留意点について、市町村等関係者に周知徹底するよう依頼したところであり、現時点で、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)を改正することは考えていない。

平成二十年十月三十日提出
質問 第一七九号

「消された年金」に関する再質問主意書

提出者 山井 和則

「消された年金」に関する再質問主意書
一 滞納事業所で改ざんが行われた可能性が高いが、過去の滞納事業所を抽出して、その改ざんの有無を調べるのが一番、確実な被害者救済につながると思うが、このような調査はしないのか。しないのであればその理由は何か、具体的に教えていただきたい。

二 一九八六年以前の記録については、舛添大臣が「紙台帳のため調査に時間がかかる」と言っているが、原票(紙台帳)はすでにマイクロフィルム化され、社会保険事務所に存在している。なぜ一九八六年以前の記録の調査に取り掛からないのか。

三 東京社会保険事務局のホームページには、全

喪事業所一覧表が掲載されている。その中には、かなり遡って全喪している事業所があるがその理由は何か。

四 東京都内の社会保険事務所では三月月滞納が続けば職権全喪されているが、この事実を社会保険庁は知っているのか。

五 舛添大臣直属の調査委員会が発足し、改ざんについて調査を行うと発言していることについて、対象は現職の職員となっているが、先に全国健康保険協会に移った者に対する調査は実施するのか。調査しないのであれば隠蔽していると言われてもおかしくないが、その理由は何か。
右質問する。

内閣衆質一七〇第一七九号
平成二十年十一月十一日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員山井和則君提出「消された年金」に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山井和則君提出「消された年金」に関する再質問に対する答弁書

一について

社会保険庁においては、社会保険オンラインシステムにおいて管理する記録上、厚生年金保険に係る標準報酬月額額の記録を過去にさかのぼって訂正する処理が事実に行われた事実の可能性がある約六万九千件のうち、厚生年金受給者に係るものであるおよそ二万件(以下「訪問調査対象記録」という。)について、受給者本人に記録を確認していただくため、現在、社会保険事務所の職員が訪問調査を行っているところである。

二について

また、平成二十一年四月から、被保険者に対し標準報酬月額等の情報をお知らせする「ねんきん定期便」を送付するとともに、同年中に、「厚生年金受給者全員に対する標準報酬月額の情報を含むお知らせ」の送付を開始することとしており、約六万九千件の抽出を行う際に使用した三条件のうち一以上に該当する記録訪問調査対象記録を除く。)に該当する方については、送付の際に、注意を必要とする記録訂正が行われている旨を注意喚起する書類を同封し、その確認をお願いする予定である。これにより、御本人による記録の確認と必要に応じた記録訂正の申出等が行われ、それに基づいた訂正等を行うことになるものと考えている。

したがって、現時点で、お尋ねのような調査を行うことは考えていない。

三について

お尋ねについては、先の答弁書(平成二十年十月十七日内閣衆質一七〇第一〇一四)について述べたとおりである。

四について

御指摘の「かなり遡って全喪している事業所」が、具体的にどの事業所を指すのか必ずしも明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

五について

社会保険庁において、東京社会保険事務局に確認したところ、御指摘のような事実は確認できていない。
お尋ねの調査については、現在、御指摘の調査委員会において行っているところである。

平成二十年十月三十日提出
質問 第一八〇号

障害者ショートステイに関する質問主意書

提出者 山井 和則

障害者ショートステイに関する質問主意書
一 来年四月には同一施設で日中の通所支援と夜間のショートステイを行っている場合におけるショートステイの報酬単価の改定が予定されている。利用者や家族にとつての命綱であるショートステイの報酬単価が引き下げられれば、事業運営が困難になり、ショートステイ事業をやめる、あるいは縮小する事業所が出ることも予想される。そうならば、最悪の場合、親子心中や虐待にもつながりかねない。そこで利用者や家族の生活を守るためにも、このような場合のショートステイの報酬単価を引き下げるべきではないと考えるがいかがか。
右質問する。

内閣衆質一七〇第一八〇号
平成二十年十一月十一日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員山井和則君提出障害者ショートステイに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山井和則君提出障害者ショートステイに関する質問に対する答弁書

一について

厚生労働省としては、現在、障害福祉サービス等経営実態調査に対する事業所等からの回答

について集計・分析を行っているところであり、その結果も踏まえ、来年四月の報酬改定において、御指摘の短期入所サービスの報酬単価を含め、障害福祉サービスの報酬単価について適切に設定してまいりたいと考えている。

平成二十年十月三十一日提出
質 問 第 一 八 一 号

外務省による国際機関への拠出金放置に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

外務省による国際機関への拠出金放置に関する再質問主意書

「前回答弁書（内閣衆質一七〇第一三三三号）を踏まえ、再質問する。

一 前回質問主意書で、国連等の国際機関に設けられ、我が国が一九九〇年から二〇〇二年の間に資金を拠出した基金のうち、活動目的を終えて閉鎖された十の基金の残余金（以下、「残余金」という。）の返金手続等を外務省が怠り、計約三億五千万円が放置されていたことが会計検査院の調査で判明したと報じた、本年十月十六日付の朝日新聞記事（以下、「朝日記事」という。）について触れ、「残余金」を外務省が放置していたという事実はあるかと問うたところ、「前回答弁書」では「御指摘の報道は会計検査院が行っている検査の内容に関するものであり、検査の結果がまだ公表されていない現時点において、お答えすることは困難である。」との答弁がなされているが、右答弁は、「残余金」についての会計検査院の調査自体は既に終わっている」と外務省として認識していることを指しているのか。確認を求める。

二 「朝日記事」にはその金額、項目、機関、放置されていた原因等、「残余金」についての詳細が書かれているが、会計検査院の調査とは別に、外務省として「残余金」があったことを確認しているか。

三 「残余金」についての会計検査院の調査結果が公表されていないにしても、「朝日記事」の指摘または当方が提出した前回質問主意書を受けて、外務省として「残余金」について自発的に調査を行うべきであると考えるが、本年十月三十一日現在、外務省として「残余金」について何らかの調査をしているか。

四 三で、しているのなら、外務省において誰が担当責任者となり、どの部局が担当となり、どのような体制の下、調査が行われているのか、そしてその調査の進捗状況は現在どの様になっているのかを説明されたい。

五 三の調査には、「残余金」の他にも、未だ返還がなされていない拠出金の残余金の有無についての調査も含まれているか。

六 外務省は「残余金」の返還手続をとっているか。

七 三の調査の結果、「残余金」に関する今回の不手際について誰がどのような処分を受け、責任を取るのか、外務省として決定をしたか。再質問する。

内閣衆質一七〇第一八一号

平成二十年十一月十一日

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員鈴木宗男君提出外務省による国際機関への拠出金放置に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）
衆議院議員鈴木宗男君提出外務省による国際機関への拠出金放置に関する再質問に対する答弁書

一 について

御指摘の報道にある国際機関の信託基金の閉鎖に伴う拠出残余金については、本年十一月七日に会計検査院から内閣に送付された平成十九年度決算検査報告において、「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」として掲記されたところである。

二 から七までについて

会計検査院による検査の過程においては、外務省総合外交政策局国連企画調整課が、国際連合事務局及び外務省関係部局等と連携しつつ調査を行い、平成十九年度決算検査報告において指摘された十の信託基金すべてについて、国庫返納又は他の基金への振替に関する手続を行っており、一部については既に完了したところである。また、それら以外の国際連合の信託基金についても、その役割を終えたものを精査し、整理を促進するように国際連合事務局に働きかけているところである。

なお、かかる調査の結果を踏まえ、外務大臣から事務当局に対し、このような事態が発生したことは遺憾であり、再発防止を徹底するよう注意喚起を行った。

平成二十年十月三十一日提出
質 問 第 一 八 二 号

国土交通省における公用車運転業務の偽装請負に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

国土交通省における公用車運転業務の偽装請負に関する再質問主意書
「前回答弁書（内閣衆質一七〇第一三四号）を踏まえ、再質問する。

一 国土交通省において、「前回答弁書」で挙げられている事業者と車両管理業務の契約を結んでいる出先機関の名称を全て明らかにされたい。
二 国交省が発注した公用車の運転業務につき、一部の出先機関が受注業者の運転手に直接仕事の指示を出す、偽装請負ともとれる形態で業務が行われていた疑いがあると、本年十月十三日付の毎日新聞記事（以下、「毎日記事」という。）が報じていることにつき、「前回答弁書」で国交省は「御指摘の『偽装請負』に関する報道における『国交省の出先機関』が具体的に何を指すかは必ずしも明らかではないが、現時点において国土交通省として把握している限り、国土交通省の車両管理業務（車両の運行、点検整備、燃料の補給その他の車両に関する管理業務をいう。以下同じ。）において偽装請負が行われていたという事実はない」と答弁しているが、右は国交省として、「毎日記事」の内容が虚偽であると認識しているということか。「毎日記事」には「大手業者の運転手は『仕事内容から勤務時間まで、職員からすべての指示を受けている。業務委託を装った偽装請負だ』と証言。専門家も労働者派遣法で禁じる偽装請負の疑いが強いと指摘する。」関東地方で車両管理責任者の経験がある『日本道路興運（新宿区）の元社員も『出先機関から仕事の指示を受けて運転手に指示を伝えたことは一度もなかった』と証言する。」との記述があるが、国交省が契約を結んでいる車両管理業務事業者より派遣された運転手に対して、国交省の職員がその仕事内容、勤務時間

等、全ての指示を直接出しているという事実はないのか。

三 二の国交省の答弁には「現時点において国土交通省として把握している限り」とあるが、「毎日記事」が指摘する偽装請負について、国交省としてどの様な調査を行い、その現状を把握するに至ったのか、詳細に説明されたい。

右質問する。

内閣衆質一七〇第一八二号

平成二十年十一月十一日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出国土交通省における公用車運搬業務の偽装請負に関する再質問に対する答弁書

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出国土交通省における公用車運搬業務の偽装請負に関する再質問に対する答弁書

一について

前回答弁書平成二十年十月二十八日内閣衆質一七〇第一三四号三についてで告示した事業者と車両管理業務(車両の運行、点検整備、燃料の補給その他の車両に関する管理業務をいう。以下同じ。)の契約を平成十九年度に結んでいた国土交通省(外局を含む。)の地方支分部局の名称は、東北地方整備局、同局青森河川国道事務所、同局高瀬川河川事務所、同局津軽ダム工事事務所、同局岩手河川国道事務所、同局胆沢ダム工事事務所、同局三陸国道事務所、同局仙台北河川国道事務所、同局北上川下流河川事務所、同局鳴瀬川総合開発調査事務所、同局東北幹線道路調査事務所、同局秋田河川国道事務所、同局湯沢河川国道事務所、同局能代河川

国道事務所、同局森吉山ダム工事事務所、同局鳥海ダム調査事務所、同局山形河川国道事務所、同局酒田河川国道事務所、同局新庄河川事務所、同局長井ダム工事事務所、同局福島河川国道事務所、同局郡山国道事務所、同局磐城国道事務所、同局北上川ダム統合管理事務所、同局最上川ダム統合管理事務所、同局浅瀬石川ダム管理所、同局鳴子ダム管理所、同局金房ダム管理所、同局七ヶ宿ダム管理所、同局玉川ダム管理所、同局月山ダム管理所、同局三春ダム管理所、同局摺上川ダム管理所、同局東北技術事務所、同局国営みちのく杜の湖畔公園事務所、同局青森営繕事務所、同局秋田営繕事務所、同局青森港湾事務所、同局八戸港湾・空港整備事務所、同局金石港湾事務所、同局塩釜港湾・空港整備事務所、同局秋田港湾事務所、同局酒田港湾事務所、同局小名浜港湾事務所、同局仙台港湾空港技術調査事務所、同局地方整備局、同局常陸河川国道事務所、同局下館河川事務所、同局霞ヶ浦河川事務所、同局霞ヶ浦導水工事事務所、同局常総国道事務所、同局渡良瀬川河川事務所、同局日光砂防事務所、同局湯西川ダム工事事務所、同局宇都宮国道事務所、同局高崎河川国道事務所、同局利根川水系砂防事務所、同局ハツ場ダム工事事務所、同局利根川水系総合調査事務所、同局利根川上流河川事務所、同局荒川上流河川事務所、同局大宮国道事務所、同局北首都国道事務所、同局江戸川河川事務所、同局利根川下流河川事務所、同局首都国道事務所、同局千葉国道事務所、同局東京湾岸道路調査事務所、同局荒川下流河川事務所、同局東京国道事務所、同局相武国道事務所、同局東京外かく環状道路調査事務所、同局京浜河川事務所、同局横浜国道事務所、同局川崎国道事務所、同局甲府河川国道事務所、同局富士川砂防

事務所、同局長野国道事務所、同局鬼怒川ダム統合管理事務所、同局利根川ダム統合管理事務所、同局相模川水系広域ダム管理事務所、同局品木ダム水質管理所、同局二瀬ダム管理所、同局関東技術事務所、同局国営陸海浜公園事務所、同局国営昭和記念公園事務所、同局国営アールプスあづみの公園事務所、同局国営武蔵丘陵森林公園管理所、同局宇都宮営繕事務所、同局東京第一営繕事務所、同局東京第二営繕事務所、同局甲武営繕事務所、同局鹿島港湾・空港整備事務所、同局千葉港湾事務所、同局東京港湾事務所、同局東京空港整備事務所、同局京浜港湾事務所、同局東京湾口航路事務所、同局横浜港湾空港技術調査事務所、同局北陸地方整備局、同局高田河川国道事務所、同局羽越河川国道事務所、同局信濃川河川事務所、同局信濃川下流河川事務所、同局阿賀野川河川事務所、同局湯沢砂防事務所、同局長岡国道事務所、同局新潟国道事務所、同局富山河川国道事務所、同局黒部河川事務所、同局立山砂防事務所、同局利賀ダム工事事務所、同局金沢河川国道事務所、同局飯山系砂防事務所、同局横川ダム工事事務所、同局阿賀川河川事務所、同局千曲川河川事務所、同局松本砂防事務所、同局神通川水系砂防事務所、同局三川ダム管理所、同局大町ダム管理所、同局北陸技術事務所、同局国営越後丘陵公園事務所、同局金沢営繕事務所、同局新潟港湾・空港整備事務所、同局伏木富山港湾事務所、同局金沢港湾・空港整備事務所、同局敦賀港湾事務所、同局新潟港湾空港技術調査事務所、同局中部地方整備局、同局多治見砂防国道事務所、同局木曽川上流河川事務所、同局越美山系砂防事務所、同局新丸山ダム工事事務所、同局横山ダム工事事務所、同局岐阜国道事務所、同局高山国道事務所、同局沼津河川国道事務所、同局

同局浜松河川国道事務所、同局静岡河川事務所、同局富士砂防事務所、同局静岡国道事務所、同局庄内河川事務所、同局豊橋河川事務所、同局設楽ダム工事事務所、同局名古屋国道事務所、同局愛知国道事務所、同局名古屋国道事務所、同局東海幹線道路調査事務所、同局三重河川国道事務所、同局木曽川下流河川事務所、同局紀勢国道事務所、同局北勢国道事務所、同局天竜川上流河川事務所、同局三峰川総合開発工事事務所、同局飯田国道事務所、同局天竜川ダム統合管理事務所、同局丸山ダム管理所、同局小里川ダム管理所、同局長島ダム管理所、同局矢作ダム管理所、同局蓮々ダム管理所、同局中部技術事務所、同局清水港湾事務所、同局名古屋港湾事務所、同局三河港湾事務所、同局四日市港湾事務所、同局名古屋港湾空港技術調査事務所、同局足羽川ダム工事事務所、同局琵琶湖河川事務所、同局大戸川ダム工事事務所、同局滋賀国道事務所、同局福知山河川国道事務所、同局京都国道事務所、同局淀川河川事務所、同局猪名川河川事務所、同局大和川河川事務所、同局猪名川総合開発工事事務所、同局淀川水系総合調査事務所、同局大阪国道事務所、同局浪速国道事務所、同局近畿幹線道路調査事務所、同局姫路河川国道事務所、同局豊岡河川国道事務所、同局六甲砂防事務所、同局阪神国道事務所、同局兵庫国道事務所、同局奈良国道事務所、同局和歌山河川国道事務所、同局紀南河川国道事務所、同局木津川上流河川事務所、同局九頭竜川ダム統合管理事務所、同局淀川ダム統合管理事務所、同局紀の川ダム統合管理事務所、同局近畿技術事務所、同局国営明石海峡公園事務所、同局国営飛鳥歴史公園事務所、同局京都営繕事務所、同局神戸営繕事務所、同局舞

開発事業所、同部十勝南部農業開発事業所、同局網走開発建設部、同部北見河川事務所、同部北見道路事務所、同部網走道路事務所、同部遠軽道路事務所、同部興部道路事務所、同部網走港湾事務所、同部紋別港湾事務所、同部北見農業事務所、同部網走農業事務所、同部網走西部河川事業所、同部鹿ノ子ダム管理所、同部雄武農業開発事業所、同局留萌開発建設部、同部留萌開発事務所、同部羽幌道路事務所、同部留萌港湾事務所、同部幌延河川事業所、同部留萌ダム建設事業所、同部天塩地域農業開発事業所、同局稚内開発建設部、同部稚内開発事務所、同部浜頓別道路事務所、同部稚内港湾事務所、同部杓形港湾事業所、関東運輸局、北陸信越運輸局、中部運輸局、近畿運輸局、神戸運輸監理部、中国運輸局、東京航空局、同局新潟空港事務所、大阪航空局美保空港事務所、福岡航空交通管制部、第六管区海上保安本部、第七管区海上保安本部及び第十管区海上保安本部である。

一について

前回回答弁書二、五及び六についてお答えしたとおり、現時点において国土交通省として把握している限り、国土交通省の車両管理業務において偽装請負が行われていたという事実はない。

二について

御指摘の「毎日記事」が指摘する偽装請負」が具体的に何を指すかは明らかではないが、前回回答弁書二、五及び六については、国土交通省として、国土交通省の車両管理業務について把握している限りにおいて、お答えしたものである。

児童福祉法等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成二十年十一月四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

児童福祉法等の一部を改正する法律
(児童福祉法の一部改正)

第一条 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十三条の八」を「第三十三条の九」に、「第六節 雑則(第三十四条・第三十四条の二)」を「第六節 被措置児童等虐待の防止等(第三十四条・第三十四条の二)」に、「及及び施設」を「養育里親及び施設」に改める。

第六条の二第一項中「第二十七条第七項の措置に係る者につき同項に規定する住居を」第二十五条の七第一項第三号に規定する児童自立生活援助の実施に係る義務教育終了児童等(義務教育を終了した児童又は児童以外の満二十歳に満たない者であつて、第二十七条第一項第三号に規定する措置のうち政令で定めるものを解除されたものその他政令で定めるものをいう。以下同じ。)につき第三十三条の六第一項に規定する住居に、「同項の措置」を「第二十五条の七第一項第三号に規定する児童自立生活援助の実施」に改め、同条に次の五項を加える。

この法律で、乳児家庭全戸訪問事業とは、一の市町村特別区を含む。以下同じ。の区域内における原則としてすべての乳児のいる家庭を訪問することにより、厚生労働省令で

定めるところにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業をいう。

この法律で、養育支援訪問事業とは、厚生労働省令で定めるところにより、乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童(第八項に規定する要保護児童に該当するものを除く。以下「要支援児童」という。若しくは保護者に監護させることが不適当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦(以下「特定妊婦」という。)(以下「要支援児童等」という。))に対し、その養育が適切に行われるよう、当該要支援児童等の居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業をいう。

この法律で、地域子育て支援拠点事業とは、厚生労働省令で定めるところにより、乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業をいう。

この法律で、一時預かり事業とは、家庭において保育を受けることが一時的に困難となつた乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところにより、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業をいう。

は、第二十七条第一項第三号の措置に係る児童について、厚生労働省令で定めるところにより、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童(以下「要保護児童」という。))の養育に関し相当の経験を有する者その他の厚生労働省令で定める者(次条第一項に規定する里親を除く。))の住居において養育を行う事業をいう。

第六条の三を次のように改める。

第六条の三 この法律で、里親とは、養育里親及び厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望する者であつて、養子縁組によつて養親となることを希望するものその他のこれに類する者として厚生労働省令で定めるもののうち、都道府県知事が第二十七条第一項第三号の規定により児童を委託する者として適当と認めるものをいう。

この法律で、養育里親とは、前項に規定する厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望し、かつ、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修を修了したことその他の厚生労働省令で定める要件を満たす者であつて、第三十四条の十四に規定する養育里親名簿に登録されたものをいう。

第八条第一項中「第二十七条第六項」の下に「第三十三条の十五第三項」を加え、同条第三項中「(特別区を含む。以下同じ。)」を削り、同条第七項中「第二十七条第六項」の下に「第三十三条の十二第一項及び第三項、第三十三条の十三、第三十三条の十五」を加える。

第十一条第一項第一号中「提供」の下に「市町村職員の研修」を加え、同項第二号に次のように加える。

へ 里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと。

第十一条に次の二項を加える。

都道府県知事は、第一項第二号へに掲げる業務に係る事務の全部又は一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。

前項の規定により行われる第一項第二号へに掲げる業務に係る事務に従事する者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第十二条第二項中「前条第一項第一号に掲げる業務」の下に「(市町村職員の研修を除く。)」を加える。

第二十一条の九中「及び子育て短期支援事業」を「子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業及び一時預かり事業」に改める。

第二十一条の十の次に次の三項を加える。

第二十一条の十の二 市町村は、児童の健全な育成に資するため、乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業を行うよう努めるとともに、乳児家庭全戸訪問事業により要支援児童等(特定妊婦を除く。))を把握したときは、当該要支援児童等に対し、養育支援訪問事業の実施その他の必要な支援を行うものとする。

市町村は、母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)第十条、第十一条第一項若しくは第二項又は第十七条第一項の指導(保健所を設置する市又は特別区にあつては、同法第十九条第一項の指導を含む。))に併せて、乳児家庭全戸訪問事業を行うことができる。

市町村は、乳児家庭全戸訪問事業又は養育支援訪問事業の事務の全部又は一部を当該市町村以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。

前項の規定により行われる乳児家庭全戸訪問事業又は養育支援訪問事業の事務に従事する者又は従事していた者は、その事務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第二十一条の十の三 市町村は、乳児家庭全戸訪問事業又は養育支援訪問事業の実施に当たつては、母子保健法に基づく母子保健に関する事業との連携及び調和の確保に努めなければならない。

第二十一条の十の四 都道府県知事は、母子保健法に基づく母子保健に関する事業又は事務の実施に際して要支援児童等と思われる者を把握したときは、これを当該者の現在地の市町村長に通知するものとする。

第二十五条の二第二項中「適切な保護」の下に「又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援」を加え、「置くよう」を「置くように」に改め、同条第二項中「協議会は、要保護児童」の下に「若しくは要支援児童」を、「保護者」の下に「又は特定妊婦」を、「適切な保護」の下に「又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援」を加え、同条第五項中「児童相談所」の下に「養育支援訪問事業を行う者」を加え、同条に次の一項を加える。

要保護児童対策調整機関は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の業務に係る事務を適切に行うことができる者として厚生労働省令で定めるものを置くように努めなければならない。

第二十五条の七第一項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 第三十三条の六第一項に規定する住居において同項に規定する日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行うこと（以下「児童自立生活援助の実施」という。）が適当であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。

第二十五条の七第二項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 児童自立生活援助の実施が適当であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。

第二十五条の八第四号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 児童自立生活援助の実施が適当であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。

第二十六条第一項第二号中「行う者」の下に「その他当該指導を適切に行うことができる者」として厚生労働省令で定めるもの」を加え、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 児童自立生活援助の実施が適当であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。

第二十六条第一項に次の一号を加える。

七 子育て短期支援事業又は養育支援訪問事業の実施が適当であると認める者は、これをその事業の実施に係る市町村の長に通知すること。

第二十七条第一項第二号中「若しくは当該都道府県以外」を、「当該都道府県以外」に改め、

「行う者」の下に「若しくは前条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める者」を加え、同項第三号中「児童を」の下に「小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは」を加え、同条第七項を削る。

第二十七条の三の次に次の一条を加える。

第二十七条の四 第二十六条第一項第二号又は第二十七条第一項第二号の規定により行われる指導（委託に係るものに限る。）の事務に従事する者又は従事していた者は、その事務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第三十条の二中「里親」を「小規模住居型児童養育事業を行う者、里親（第二十七条第一項第三号の規定により委託を受けた里親に限る。第三十三条の十、第三十三条の十四第二項、第四十四條の三、第四十五條第一項及び第二項、第四十六條第一項、第四十七條第二項並びに第四十八條において同じ。）に改める。

第三十一条第二項中「里親」を「小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親」に改め、同条第五項中「前各項」を「前三項」に、「第二項若しくは第七項」を「若しくは第二項」に改め、同条第四項を削る。

第三十二条第一項中「第二項又は第七項」を「若しくは第二項」に改め、「権限」の下に「又は児童自立生活援助の実施の権限」を加える。

第三十三条の四中「実施等」の下に「若しくは児童自立生活援助の実施」を加え、同条第一号中「並びに」を「及び」に改め、「及び第七項」を削り、同条に次の一号を加える。

五 児童自立生活援助の実施 児童自立生活援助の実施に係る義務教育終了児童等

第三十三条の五中「第二項若しくは第七項」

を「若しくは第二項」に改め、「実施等」の下に「若しくは児童自立生活援助の実施」を加える。

第二章第五節第三十三條の八を第三十三條の九とする。

第三十三條の七第二項ただし書中「民法七百九十七條」を「民法第七百九十七條」に改め、同条を第三十三條の八とする。

第三十三條の六中「第三十三條の八」を「第三十三條の九」に改め、同条を第三十三條の七とする。

第三十三條の五の次に次の一条を加える。

第三十三條の六 都道府県は、その区域内における義務教育終了児童等の自立を図るため必要がある場合において、その義務教育終了児童等から申込みがあつたときは、自ら又は児童自立生活援助事業を行う者（都道府県を除く。次項において同じ。）に委託して、その義務教育終了児童等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、義務教育終了児童等が共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行わなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、その他の適切な援助を行わなければならない。

前項に規定する義務教育終了児童等であつて児童自立生活援助の実施を希望するものは、厚生労働省令の定めるところにより、入居を希望する同項に規定する住居その他厚生労働省令の定める事項を記載した申込書を都道府県に提出しなければならない。この場合において、児童自立生活援助事業を行う者は、厚生労働省令の定めるところにより、当該義務教育終了児童等の依頼を受けて、当該

申込書の提出を代わつて行うことができる。

都道府県は、義務教育終了児童等が特別な事情により当該都道府県の区域外の第一項に規定する住居への入居を希望するときは、当該住居への入居について必要な連絡及び調整を図らなければならない。

都道府県は、第二十五条の七第一項第三号若しくは第二項第四号、第二十五条の八第四号又は第二十六条第一項第五号の規定による報告を受けた児童について、必要があると認めるときは、その児童に対し、児童自立生活援助の実施の申込みを勧奨しなければならない。

都道府県は、義務教育終了児童等の第一項に規定する住居の選択及び児童自立生活援助事業の適正な運営の確保に資するため、厚生労働省令の定めるところにより、その区域内における児童自立生活援助事業を行う者、当該事業の運営の状況その他の厚生労働省令の定める事項に関し情報の提供を行わなければならない。

第二章第六節を第七節とし、第五節の次に次の一節を加える。

第六節 被措置児童等虐待の防止等
第三十三条の十 この法律で、被措置児童等虐待とは、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親若しくはその同居人、乳児院、児童養護施設、知的障害児施設等、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設の長、その職員その他の従業者、指定医療機関の管理者その他の従業者、第十二条の四に規定する児童を一時保護する施設を設けている児童相談所の所長、当該施設の職員その他の

従業者又は第三十三条第一項若しくは第二項の委託を受けて児童に一時保護を加える業務に従事する者(以下「施設職員等」と総称する。)が、委託された児童、入所する児童又は一時保護を加え、若しくは加えることを委託された児童(以下「被措置児童等」という。)について行う次に掲げる行為をいう。

一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。

三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。

四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

第三十三条の十一 施設職員等は、被措置児童等虐待その他被措置児童等の心身に有害な影響を及ぼす行為をしてはならない。

第三十三条の十二 被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、第三十三条の十四第一項若しくは第二項に規定する措置を講ずる権限を有する都道府県の行政機関(以下この節において「都道府県の行政機関」という。)、都道府県児童福祉審議会若しくは市町村又は児童委員を介し

て、都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、都道府県の行政機関、都道府県児童福祉審議会若しくは市町村に通告しなければならない。

被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、当該被措置児童等虐待を受けたと思われる児童が、児童虐待の防止等に関する法律第二条に規定する児童虐待を受けたと思われる児童にも該当する場合において、前項の規定による通告をしたときは、同法第六条第一項の規定による通告をすることを要しない。

被措置児童等は、被措置児童等虐待を受けたときは、その旨を児童相談所、都道府県の行政機関又は都道府県児童福祉審議会に届け出ることができる。

刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告(虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。)をすることを妨げるものと解釈してはならない。

施設職員等は、第一項の規定による通告をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第三十三条の十三 都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、都道府県の行政機関、都道府県児童福祉審議会又は市町村が前条第一項の規定による通告又は同条第三項の規定による届出を受けた場合においては、当該通告若しくは届出を受けた都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所の所長、所員その他の職員、都道府県の行政機関若しくは市町村の職員、都道府県児童福祉審議会の委員

若しくは臨時委員又は当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であつて当該通告又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

第三十三条の十四 都道府県は、第三十三条の十二第一項の規定による通告、同条第三項の規定による届出若しくは第三項若しくは次条第一項の規定による通知を受けたときは相談に応じた児童について必要があると認めるときは、速やかに、当該被措置児童等の状況の把握その他当該通告、届出、通知又は相談に係る事実について確認するための措置を講ずるものとする。

都道府県は、前項に規定する措置を講じた場合において、必要があると認めるときは、小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、知的障害児施設等、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、指定医療機関、第十二条の四に規定する児童を一時保護する施設又は第三十三条第一項若しくは第二項の委託を受けて一時保護を加える者における事業若しくは業務の適正な運営又は適切な養育を確保することにより、当該通告、届出、通知又は相談に係る被措置児童等に対する被措置児童等虐待の防止並びに当該被措置児童等及び当該被措置児童等と生活を共にする他の被措置児童等の保護を図るため、適切な措置を講ずるものとする。

都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所又は市町村が第三十三条の十二第一項の規定による通告若しくは同条第三項の規定による届出を受けたとき、又は児童虐待の防止等に関する法律に基づく措置を講じた場合にお

いて、第一項の措置が必要であると認めるときは、都道府県の設置する福祉事務所の長、児童相談所の所長又は市町村の長は、速やかに、都道府県知事に通知しなければならない。

第三十三条の十五 都道府県児童福祉審議会は、第三十三条の十二第一項の規定による通告又は同条第三項の規定による届出を受けたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

都道府県知事は、前条第一項又は第二項に規定する措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容、当該被措置児童等の状況その他の厚生労働省令で定める事項を都道府県児童福祉審議会に報告しなければならない。

都道府県児童福祉審議会は、前項の規定による報告を受けたときは、その報告に係る事項について、都道府県知事に対し、意見を述べるができる。

都道府県児童福祉審議会は、前項に規定する事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、施設職員等その他の関係者に対し、出席説明及び資料の提出を求めることができる。

第三十三条の十六 都道府県知事は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があつた場合に講じた措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第三十三条の十七 国は、被措置児童等虐待の事例の分析を行うとともに、被措置児童等虐待の予防及び早期発見のための方策並びに被措置児童等虐待があつた場合の適切な対応方法に資する事項についての調査及び研究を行

うものとする。

「第三章 事業及び施設を」第三章 事業、養育里親及び施設に改める。

第三十四条の三第一項中「を行う」を「又は小規模住居型児童養育事業を行う」に改め、同条第三項中「を廃止し」を「又は小規模住居型児童養育事業を廃止し」に改める。

第三十四条の四第一項中「を行う」を「若しくは小規模住居型児童養育事業を行う」に改める。

第三十四条の五中「を行う」を「又は小規模住居型児童養育事業を行う」に改める。

第三十四条の六中「相談支援事業」の下に「小規模住居型児童養育事業」を加え、「又は第二十七条第一項第二号若しくは第七項」を「第二十七条第一項第二号若しくは第三号又は第三十三条の六第一項」に改める。

第三十四条の八の次に次の八条を加える。

第三十四条の九 市町村は、第二十一条の十の二第一項の規定により乳児家庭全戸訪問事業又は養育支援訪問事業を行う場合には、社会福祉法の定めるところにより行うものとする。

第三十四条の十 市町村、社会福祉法人その他の者は、社会福祉法の定めるところにより、地域子育て支援拠点事業を行うことができる。

地域子育て支援拠点事業に従事する者は、その職務を遂行するに当たっては、個人の身上に関する秘密を守らなければならない。

第三十四条の十一 市町村、社会福祉法人その他の者は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項

を都道府県知事に届け出て、一時預かり事業を行うことができる。

市町村、社会福祉法人その他の者は、前項の規定により届け出た事項に変更が生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

市町村、社会福祉法人その他の者は、一時預かり事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

第三十四条の十二 一時預かり事業を行う者は、その事業を実施するために必要なものとして厚生労働省令で定める基準を遵守しなければならない。

第三十四条の十三 都道府県知事は、前条の基準を維持するため、一時預かり事業を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

都道府県知事は、一時預かり事業が前条の基準に適合しないと認められるに至つたときは、その事業を行う者に対し、当該基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

都道府県知事は、一時預かり事業を行う者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、

若しくはその事業に係る乳児若しくは幼児の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

第三十四条の十四 都道府県知事は、第二十七条第一項第三号の規定により児童を委託するため、厚生労働省令で定めるところにより、養育里親名簿を作成しておかなければならない。

第三十四条の十五 本人又はその同居人が次の各号のいずれかに該当する者は、養育里親となることができない。

一 成年被後見人又は被保佐人
二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

三 この法律、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

四 児童虐待の防止等に関する法律第二条に規定する児童虐待又は被措置児童等虐待を行つた者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

都道府県知事は、養育里親について前項各号のいずれかに該当するに至つたときは、これらの者を直ちに養育里親名簿から抹消しなければならない。

第三十四条の十六 この法律に定めるもののほか、養育里親名簿の登録のための手続その他

養育里親に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第四十四条の二第一項中「母子家庭その他の家庭、地域住民その他のからの相談」を「に關する家庭その他のからの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするもの」に改め、「ともに」の下に「市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか」を加え、同条第二項を削り、同条の次に次の一条を加える。

第四十四条の三 第六条の二各項に規定する事業を行う者、里親及び児童福祉施設（指定知的障害児施設等を除く。）の設置者は、児童、妊産婦その他これらの事業を利用する者又は当該児童福祉施設に入所する者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、これらの者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

第四十七条第二項中「児童福祉施設の長」の下に「その住居において養育を行う第六条の二第八項に規定する厚生労働省令で定める者」を加える。

第四十八条中「児童自立支援施設の長」の下に「その住居において養育を行う第六条の二第八項に規定する厚生労働省令で定める者」を加える。

第四十九条中「及び放課後児童健全育成事業」を「放課後児童健全育成事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業及び小規模住居型児童養育事業」に改める。

第五十条第七号の二の次に次の一号を加える。

七の三 都道府県が行う児童自立生活援助の

実施に要する費用

第五十一条中第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号の次に次の二号を加える。

六 乳児家庭全戸訪問事業の実施に要する費用

七 養育支援訪問事業の実施に要する費用
第五十三条中「から第七号まで」を「から第九号まで」に改める。

第五十六条第二項中「第七号及び第七号の二」を「及び第七号から第七号の三まで」に改める。

第六十一条の三中「第十八条の八第四項を「第十一条第五項、第十八条の八第四項」に、「第二十一条の十二又は第二十五条の五」を「第二十一条の十の二第四項、第二十一条の十二、第二十五条の五又は第二十七条の四」に改める。

第二条 児童福祉法の一部を次のように改正する。

第六条の二に次の一項を加える。

この法律で、家庭的保育事業とは、乳児又は幼児であつて、市町村が第二十四条第一項に規定する児童に該当すると認めるものについて、家庭的保育者（市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が行う研修を修了した保育士その他の厚生労働省令で定める者であつて、これらの乳児又は幼児の保育を行う者として市町村長が適当と認めるものをいう。以下同じ。）の居宅その他の場所において、家庭的保育者による保育を行う事業をいう。

第六条の三第二項中「第三十四条の十四」を「第三十四条の十八」に改める。

第八条第四項中「（特別区の区長を含む。以下

同じ。）を削る。

第二十四条第一項ただし書中「付近に保育所がない」を「保育に対する需要の増大、児童の数の減少」に改め、「あるときは、」の下に「家庭的保育事業による保育を行うこと」を加え、同条第二項中「（以下「保育の実施」という。）」を削り、同条第三項中「の実施」を「を行うこと」に改め、同条第四項中「保育の実施」を「保育所における保育を行うこと又は家庭的保育事業による保育を行うこと（以下「保育の実施」という。）」に改める。

第三十二条第三項中「保育の実施」を「保育所における保育を行うこと」に改める。

第三十四条の十六を第三十四条の二十とし、第三十四条の十五を第三十四条の十九とし、第三十四条の十四を第三十四条の十八とし、第三十四条の十三の次に次の四条を加える。

第三十四条の十四 市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、家庭的保育事業を行うことができる。

市町村は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

市町村は、家庭的保育事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

第三十四条の十五 家庭的保育事業を行う市町村は、その事業を実施するために必要なものとして厚生労働省令で定める基準を遵守しなければならない。

第三十四条の十六 都道府県知事は、前条の基準を維持するため、家庭的保育事業を行う市町村に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは家庭的保育事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

都道府県知事は、家庭的保育事業が前条の基準に適合しないと認められるに至つたときは、その事業を行う市町村に対し、当該基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

都道府県知事は、家庭的保育事業を行う市町村に対して、次に掲げる事由があるときは、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

一 その市町村が、この法律若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づいてする処分に違反したとき。

二 家庭的保育者が、その事業に係る乳児又は幼児の処遇につき不当な行為をしたとき。

第三十四条の十七 家庭的保育事業を行う市町村は、家庭的保育事業による保育を行うことを希望する保護者の家庭的保育者の選択及び家庭的保育事業の適正な運営の確保に資するため、厚生労働省令の定めるところにより、その区域内における家庭的保育者、家庭的保育事業の運営の状況その他の厚生労働省令の定める事項に關し情報の提供を行わなければならない。

第四十六条の二「保育の実施の」を「保育所における保育を行うこと」に、「保育の実施等のため」を「助産の実施若しくは母子保護の実施のための委託若しくは保育所における保育を行うこと」に改める。

第四十九条中「及び小規模住居型児童養育事業を」と、小規模住居型児童養育事業及び家庭的保育事業」に改める。

第五十条第六号の二「中」の実施に要する」を「を行うことに要する」に、「保育の実施につき」を「保育所における保育を行うことにつき」に改める。

第五十一条第三号及び第四号中「の実施」を「を行うこと」に改め、同条中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 家庭的保育事業の実施に要する費用

第五十三条中「から第九号まで」を「から第十号まで」に改める。

第五十六条第三項中「保育の実施」を「保育所における保育を行うこと」に改める。

第五十六条の八第五項及び第五十六条の九第六項中「設置者」の下に「家庭的保育者」を加える。

(次世代育成支援対策推進法の一部改正)

第三条 次世代育成支援対策推進法(平成十五年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第四条中「のつとり」の下に「相互に連携を図りながら」を加える。

第七条第二項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 次条第一項の市町村行動計画において、

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十四条第二項に規定する保育の実施の事業、同法第六条の二第二項に規定する放課後児童健全育成事業その他主務省令で定める次世代育成支援対策に係る次条第二項各号に掲げる事項を定めるに当たつて参酌すべき標準

第八条第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第九条第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第十二条第四項中「による届出」の下に「又は第三項の規定による公表」を、「当該届出」の下に「又は公表」を加え、同項を同条第六項とし、同条第三項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 前項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表するよう努めなければならない。

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

第十二条の次に次の一条を加える。

(一般事業主行動計画の労働者への周知等)

第十二条の二 前条第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

2 前条第四項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講ずるよう努めなければならない。

3 前条第六項の規定は、同条第一項に規定する一般事業主が第一項の規定による措置を講じない場合について準用する。

第十三条中「前条第一項又は第三項」を「第十二条第一項又は第四項」に改める。

第十八条中「第三項」を「第四項」に改め、「の策定」の下に「公表若しくは労働者への周知」を加える。

第十九条第四項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。

第二十二条の見出しを「(主務大臣等)」に改め、同条第二項中「第九条第四項」を「第九条第五項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第七条第二項第三号における主務省令は、厚生労働省令、内閣府令、文部科学省令、農林水産省令、経済産業省令、国土交通省令、環境省令とする。

第四条 次世代育成支援対策推進法の一部を次のように改正する。

第七条第二項第三号中「第二十四条第二項」を「第二十四条第四項」に改める。

第八条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 市町村は、定期的に、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、市町村行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第九条第一項中「子育ての支援の下に」を「保護を要する子どもの養育環境の整備」を加え、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 都道府県は、定期的に、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、都道府県行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第十二条第一項中「三百人」を「百人」に改め、同条第四項中「三百人」を「百人」に改め、「第十六条第一項及び第二項において「中小事業主」という。」を削る。

官 報 (号 外)

第十六条第一項中「中小事業主が」を「一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のもの(以下この項及び次項において「中小事業主」という。)が」に改める。
(社会福祉法の一部改正)

第五条 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第二号中「又は子育て短期支援事業」を、「子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業又は小規模住居型児童養育事業」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条及び第九条の規定 公布の日

二 第三条中次世代育成支援対策推進法第四条、第七条から第九条まで及び第二十二条の改正規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第二条の規定及び第四条中次世代育成支援対策推進法第七条から第九条までの改正規定並びに附則第五条及び第十七条の規定 平成二十二年四月一日

四 第四条中次世代育成支援対策推進法第十二条及び第十六条の改正規定並びに附則第八条の規定 平成二十三年四月一日

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の児童福祉法等の

規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(児童福祉法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の児童福祉法第六条の三に規定する里親である者(第一条の規定による改正後の児童福祉法(以下この条及び次条において「新法」という。)第三十四条の十五第一項各号のいずれかに該当する者を除く。)については、この法律の施行の日から起算して一年間に限り、新法第六条の三第二項に規定する養育里親とみなす。ただし、当該者が同日の前日までに、厚生労働省令で定めるところにより別段の申出をしたときは、この限りでない。

第四条 この法律の施行の際現に新法第六条の二第六項に規定する地域子育て支援拠点事業を行っている市町村、社会福祉法人その他の者について社会福祉法第六十九条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「事業開始の日から一月」とあるのは、「児童福祉法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第 号)の施行の日から起算して三月」とする。

2 この法律の施行の際現に新法第六条の二第七項に規定する一時預かり事業を行っている市町村、社会福祉法人その他の者について新法第三十四条の十一第一項の規定を適用する場合においては、同項中「あらかじめ」とあるのは、「児童福祉法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第 号)の施行の日から起算して三月以内に」とする。

3 この法律の施行の際現に新法第六条の二第八項に規定する小規模住居型児童養育事業を行っている国及び都道府県以外の者について新法第三十四条の三第一項の規定を適用する場合においては、同項中「あらかじめ」とあるのは、「児童福祉法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第 号)の施行の日から起算して三月以内に」とする。

4 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の児童福祉法第二十七条第七項の規定により同項に規定する住居において同項に規定する日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を受けている者は、この法律の施行の日に新法第三十三条の六第一項の規定により都道府県又は児童自立生活援助事業を行う者(都道府県を除く。)が同項に規定する住居において同項に規定する日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行っている者とみなす。

第五条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に第二条の規定による改正後の児童福祉法第六条の二第九項に規定する家庭的保育事業を行っている市町村について同法第三十四条の十四第一項の規定を適用する場合においては、同項中「あらかじめ」とあるのは、「児童福祉法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第 号)の施行の日から起算して一月以内に」とする。

第六条 第三条の規定による改正後の次世代育成支援対策推進法(次項及び次条において「新法」という。)第十二条第三項の規定は、この法律の施行の日以後に同条第一項に基づき策定し、又

は変更した一般事業主行動計画について適用する。

2 新法第十二条第五項の規定は、この法律の施行の日以後に同条第四項に基づき策定し、又は変更した一般事業主行動計画について適用する。

(一般事業主行動計画の労働者への周知に関する経過措置)

第七条 新法第十二条の二第二項の規定は、この法律の施行の日以後に新法第十二条第一項に基づき策定し、又は変更した一般事業主行動計画について適用する。

2 新法第十二条の二第二項の規定は、この法律の施行の日以後に新法第十二条第四項に基づき策定し、又は変更した一般事業主行動計画について適用する。

(一般事業主行動計画の届出に関する経過措置)

第八条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に常時雇用する労働者の数が百人を超え、三百人以下である次世代育成支援対策推進法第十二条第一項に規定する一般事業主が第四条の規定による改正前の次世代育成支援対策推進法第十二条第四項の規定により届け出た一般事業主行動計画(附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日をその計画期間に含むものに限る。)は、第四条の規定による改正後の次世代育成支援対策推進法第十二条第一項の規定により届け出た一般事業主行動計画とみなす。

(その他の経過措置の政令への委任)
第九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(地方税法の一部改正)

第十条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十三条 第一項第八号及び第二百九十二条第一項第八号中「第六条の三」を「第六条の三第一項」に改める。

(国有財産特別措置法の一部改正)

第十一条 国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中二をホとし、ハを二とし、口の次に次のように加える。

ハ 児童福祉法の規定に基づき都道府県の委託を受けて行う当該委託に係る児童自立生活援助の実施の用

(社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正)

第十二条 社会福祉施設職員等退職手当共済法(昭和三十六年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「児童自立生活援助事業」の下に「及び小規模住居型児童養育事業」を加える。

(児童扶養手当法の一部改正)

第十三条 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第五号中「第六条の三」を「第六条の三第一項」に改める。

(所得税法の一部改正)

第十四条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三十四号中「第六条の三」を「第六条の三第一項」に改める。

(社会保険労務士法の一部改正)

第十五条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一中第二十号の二十一の次に次の一号を加える。

二十の二十二 次世代育成支援対策推進法

(平成十五年法律第二十号)

(児童虐待の防止等に関する法律の一部改正)

第十六条 児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第十一条第五項中「第三十三条の六」を「第三十三条の七」に改める。

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正)

第十七条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「第二十四条第二項を「第二十四条第四項」に改める。

第十三条第二項の表第四十六条の二の項中「保育の実施の」を「保育所における保育を行うこと」の「に」に、「保育の実施等のため」を「助産の実

施若しくは母子保護の実施のための委託若しくは保育所における保育を行うこと」に改め、同表第五十六条第八項の項中「保育の実施を「私立認定保育所における保育を行うこと」に改め、同条第四項中「第二項の規定により読み替えられた同法第二十四条第二項に規定する保育の実施」を「私立認定保育所における保育を行うこと」に改める。

理 由

我が国における急速な少子化の進行、児童虐待等の問題にかんがみ、次代の社会を担うすべての子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、子育て支援の充実、要保護児童に対する家庭的環境における養育の充実、地方公共団体及び事業主の取組の強化等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

児童福祉法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、我が国における急速な少子化の進行、児童虐待等の問題にかんがみ、次代の社会を担うすべての子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、地域における子育て支援の充実、要保護児童等に対する支援の強化、地方公共団体及び事業主の取組の強化等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 児童福祉法の一部改正

(一) 子育て支援のための新たな事業として、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業及び家庭的保育事業を法律上位置付けるとともに、都道府県はこれらの事業に対して指導監督を行うものとする。

(二) 要保護児童に対する家庭的環境における養育の充実を図るため、養子縁組を前提としない養育里親の制度化等を行うとともに、小規模住居型児童養育事業を創設すること。

(三) 児童養護施設の職員等が入所児童等に対して行う被措置児童等虐待について通告義務を設けるとともに、都道府県は通告等を受けたときは必要な措置を講ずるものとする。

2 次世代育成支援対策推進法の一部改正

(一) 市町村行動計画において保育の実施の事業等に係る目標等を定めるに当たつての参酌標準を国において設定するものとする。

(二) 一般事業主行動計画の策定等の義務付けの範囲の拡大、当該計画について策定等の義務が課せられる一般事業主に対する公表及び労働者への周知の義務等を規定すること。

3 施行期日

この法律は、一部を除き、平成二十一年四月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

我が国における急速な少子化の進行、児童虐待等の問題にかんがみ、次代の社会を担うすべての子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、地域における子育て支援の充実、要保護児童等に対する支援の強化、地方公共団体及び事業主の取組の強化等の措置を講ずることは、時宜に適するものとして認め、本案は可決すべきものと議決した。

平成二十年十一月十四日

厚生労働委員長 田村 憲久
衆議院議長 河野 洋平殿

外国為替及び外国貿易法第十條第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

右

国会に提出する。

平成二十年十月二十一日

内閣総理大臣 麻生 太郎

外国為替及び外国貿易法第十條第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号。以下「法」という。)第十條第一項の規定により閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づき北朝鮮に係る対応措置について(平成二十年十月十日閣議決定)」に基づき、平成二十年十月十四日から平成二十一年四月十三日までの間、法第五十二條の規定による北朝鮮を原産地又は船積地域とするすべての貨物について経済産業大臣の輸入承認義務を課する措置及び法第二十五條第四項の規定による原産地又は船積地域が北朝鮮であつて第三國へ輸出する貨物の売買に関する取引(仲介貿易取引)を行うことについて経済産業大臣の許可を受ける義務を課する措置を講じたことについて、法第十條第二項の規定に基づいて国会の承認を求める。

理 由

外国為替及び外国貿易法第十條第一項の規定により閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づき北朝鮮に係る対応措置について」に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課す

る等の措置を講じたことについて、同法第十條第二項の規定に基づいて国会の承認を求める必要があるからである。

外国為替及び外国貿易法第十條第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(内閣提出)に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

本件は、外国為替及び外国貿易法第十條第一項の規定により閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づき北朝鮮に係る対応措置について(平成二十年十月十日閣議決定)」に基づき、平成二十年十月十四日から平成二十一年四月十三日までの間、同法第五十二條の規定による北朝鮮を原産地又は船積地域とするすべての貨物について経済産業大臣の輸入承認義務を課する措置及び同法第二十五條第四項の規定による原産地又は船積地域が北朝鮮であつて第三國へ輸出する貨物の売買に関する取引(仲介貿易取引)を行うことについて経済産業大臣の許可を受ける義務を課する措置を講じたことについて、同法第十條第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。

二 本件の議決理由

本件は、我が国の平和及び安全の維持のための措置として妥当なものと認め、これを承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成二十年十一月十四日

経済産業委員長 東 順治
衆議院議長 河野 洋平殿

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五條第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件

右

国会に提出する。

平成二十年十月二十一日

内閣総理大臣 麻生 太郎

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五條第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件
特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法(平成十六年法律第二百二十五号。以下「法」という。)第三條第三項の規定により閣議決定された「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について(平成二十年十月十日閣議決定)」に基づき別紙のとおり行う入港禁止の実施につき、法第五條第一項の規定に基づいて国会の承認を求める。

一 入港禁止の理由

平成十八年十月九日、北朝鮮により核実験を実施した旨の発表がなされた。北朝鮮が同年七月五日に弾道ミサイルを発射したことに加え、核実験を実施したとしていることは、我が国のみならず、東アジア及び国際社会の平和と安全に対する重大な脅威である。これは核兵器不拡散条約(NPT)体制に対する重大な挑戦であり、また、日朝平壤宣言及び六者会合の共同声明のみならず、国際連合安全保障理事会決議第一六九五号及び同年十月七日の国際連合安全保障理事会議長声明にも違反するものである。その後の我が国を取り巻く国際情勢にかんがみ、

我が国の平和及び安全を維持するため特に必要があることを認め、法第三條第一項に基づき、三に掲げる特定船舶の本邦の港への入港を禁止することとする。

二 特定の外国
北朝鮮

三 特定船舶
北朝鮮船舶のすべての船舶

四 入港禁止の期間
平成十八年十月十四日から平成二十一年四月十三日までの間。ただし、万景峰九二号(北朝鮮船舶、貨客船)については、平成十八年十月十三日から平成二十一年四月十三日までの間。

五 法第二條第二項第二号の船舶を特定船舶とする場合にあつては、同号に規定する日
なし

六 法第六條第一項の規定により特定船舶を出港させなければならない期日
平成十八年十月十四日

七 その他入港禁止の実施に関し必要な事項
なお、必要な人道上の配慮を行うとともに、法令の執行に支障を及ぼさないようにする。

理 由

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第三條第三項の規定により閣議決定された「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」に基づき入港禁止の実施につき、同法第五條第一項の規定に基づいて国会の承認を求める必要があるからである。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法
第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の
入港禁止の実施につき承認を求めるの件
(内閣提出)に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

本件は、平成十八年十月十四日より北朝鮮船籍のすべての船舶の入港を禁止することとする同年十月十三日の閣議決定等により変更された同年七月五日の閣議決定について、その後の我が国を取り巻く国際情勢にかんがみ、平成二十年十月十日、入港禁止の期間を平成二十一年四月十三日まで延長する変更をしたため、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。

二 本件の議決理由

本件は、我が国を取り巻く国際情勢にかんがみ、我が国の平和及び安全を維持するため、特定船舶の入港禁止を実施する措置として妥当なものと認め、これを承認すべきものと議決した次第である。
右報告する。

平成二十年十一月十四日

国土交通委員長 望月 義夫

衆議院議長 河野 洋平殿

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 二番四号 独立行政法人国立印刷局	東京都港区虎ノ門二丁目
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
(本体 一〇円)	本号一部 一五円